

政審資料

1961年
6月15日発行
6月号

No.40

目 次

▲特輯▼

地方自治問題

| | |
|---------------------|----|
| 一、地方自治体綱領作成の資料 | 1 |
| (一) 要求綱領作成のために | 1 |
| (二) 地方自治体実態調査のための指針 | 3 |
| 附各種統計表 | 15 |

| | |
|---------------------|----|
| (三) 当面の地方行政政策 | 1 |
| 一、地方政治活動のプログラム | 15 |
| (四) 自治体の実態調査活動と関連して | 24 |
| (五) 社会党首長下における党的方針 | 24 |
| (六) 地域活動と住民組織 | 26 |
| (七) 予算要求運動と自治体闘争 | 32 |
| (八) 地方議員の任務 | 36 |
| 議員の報酬について | 39 |

▲資料▼

| | |
|---------------------|----|
| 一、百貨店法の一部を改正する法律案要綱 | 43 |
| 二、下請関係調整法要綱 | 45 |
| 三、地方税法改正に対する | 46 |
| 地方議会のたたかいについて | 46 |

發 行 所

日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222番
振替 東京 195668番

特輯

一、地方自治体綱領作成の資料

(二) 要求綱領作成のために

一九六一年度運動方針では「住民組織と地域活動」の項において、①自治体綱領を作成して

いないところはただちに作成にとりかかる。

②自治体綱領は大衆運動における要求綱領でなければならぬことを明確にしている。われわれはこの方針に従い要求綱領（地域活動の当面の目標）を設定の大衆闘争に立ち下がらなければならない。

一、自治体綱領作成運動とその反省

(イ) 従来本部の綱領作成指針に基づいて、多くの支部連では綱領の作成にとりかかり、

模範的な綱領も少なくなかった。しかし、今までの自治体綱領では、府県段階の綱領が多く党の基本組織である支部や班が必要とする市町村段階の綱領は未だ全国的に見てそう多くはない。自治体綱領が支部の地域活動の目標である限り、市町村段階での作成運動は、現在、最も必要であると考えられる。

(ロ) ややもすれば自治体綱領は地方選挙の際の政策スローガン、演説材料として役立たせるための選挙対策用のにおいてが強かつた。これはこれで極めて意義のあることであつたし、有効でもあつたが、現在、党の必要としているのは、支部の地域活動の目標、自治体民主化の目標であり、地域の大衆行動を組織し指導するものでなければならない。

二、何故要求綱領が必要か

(イ) またこの綱領は大衆討議を経て作成されることは望ましいにもかかわらず、実際には、書記局や一部の地方議員、党役員等の請負い仕事に終っていた場合が多かった。

自治体綱領の作成にはそれが出来上るまでの基礎調査や審議にいかに大衆が参加し、いかなる理解のもとに行なわれたかという経過がその出来上がった作文の内容の良否に劣らず重要であることを銘記すべきであ

る。

(ロ) 出来た綱領が実際に党員の議会内議会外の活動の指針として活用されず、作成の際のその場限りに終り、綱領を地域の大衆活動の発展に応じて再検討し、立派なものにしてゆくこともなおざりにされて来た場合が多いことも反省されなければならない。

(ホ) また綱領は、町内会、部落会など地域住民組織の民主化の問題や、新しい住民組織の形成の問題に結びつけて考えられることがうすかつた。

このように幾多の欠陥があつたにせよ、綱領作成の運動は地方の活動家の努力によって続けられ、支部連の政審調査活動の強化を促進し、党を中心とした革新勢力全体に、地方自治体民主化の目標をおおまかにでも知らせてゆくことが出来たことは大きな成果であったと云わなければならない。われわれはひきつづきこのような自治体綱領作成の運動をうまずたゆまず続け、出来たところは更に再検討して、必要な修正を行ない立派なものに仕上げてゆくと共に出来ていないところでは作成指針に基づいて早急にとりかかる必要がある。特に市町村段階の綱領作成にとりかかることが本年の重点的な目標である。

(①) 地域住民は青写真や政策の説明でなく、具体的に誰が何をしてくれるかを待ち望んでいる。今一度必要なのはこのような住民の要求にこたえ、要求を実現するための大衆闘争の当面の目標を明確にすることである。

(②) 学者や研究者による立派な、完成された綱領も必要であろうが、それと共に、党員が二名～三名で構成する班でも、また支部の段階でも、直ちにとり上げられ、運動

が行えるような活動の目標とその解決の方
向を明示したものが必要となっている。從
つて、このように地域の党の力に応じて政
策の羅列から進んで総合的な立派な自治体
綱領に完成させてゆくべきである。

三、住民要求と政策転換闘争

住民要求は千差万別であり、政府の政策転
換を求める限り、今日の地方自治体によっ
て解決できない問題が多い。地方自治体闘争
を全国的な統一行動に発展させる観点は、党
として当然もっていなければならぬ方向で
ある。

しかし、地方住民の要求を積極的に引き出
しこれを組織し、まず地方自治体に対しこれ
をぶつけ、そこで可能な限りこれ等の要求
を実現させるために奮闘することが、現在最
も大切なことである。このことを忘れて国の
政策転かん無しには何も出来ないと云つて、
地方自治体にどしどし要求を出して行くこと
を遠慮してはならない。むしろこのことによ
つて国の政策転かんを容易にし、可能にする
ことが出来る条件が形づくられる。何故な
ら、さまざまな要求の集積した自治体の段階
で、自治体限りでやればやれるもの、周辺の
自治体と共同でやるよう呼びかけるべきも
の、県や国に要求すべきもの、と、選択が行
なわれ、國への要求を自治体の法に基づく公
式の要求とし、首長や議会（それが保守勢力
のものであっても）をも包んでの中央政府へ
の要求へと転化させることが出来るからであ
る。

要求綱領の作成に当つてはこのような観点
を特に必要としている。

四、当面の要求綱領をつくる基準

- ① その地域の住民が何を望み、何を解決し
て貰いたいか、住民要求の緊急性にもとづ
いていること。
- ② この要求がその地域に住む住民の大部分
の要求であること。
- ③ 保守と革新勢力の関係から判断して、保
守を支持している階層も巻き込み、革新の
側に獲得が出来るようなものであることが
望ましい。
- ④ その解決の見透しと方向を明らかにし、

それぞれの組織的能力に応じて可能な運動
の目標であること。

⑤ 謙虚な方を明示してあること。新しい住民
組織結成の方向と結びついていること。

⑥ 勿論党の地方自治政策、県政綱領等と根
本的に結びついたものであること。

五、作成の具体的方法

- ① 住民要求を見つけ出すために、
イ、簡単な実態調査

地域の住民の階層別、所得別構成、自
治体の財政、行政の実態、衆議院選挙、
地方選挙の得票の開票区別分析の調査を行
なう。

ロ、議員を中心とした市政報告会や、住民
との懇談会を持ってそこで出た意見をまと
めること。党の班会議や党友懇談会での
住民要求をまとめてみる。

党が主催して、a 地区労、b 各労組居
住者会議、c 各労組家族会、d 民主的な
青年団婦人会、e 安保共闘等、f 地域の
民主的な団体と個別的にまたは一緒に懇
談会を持つて要望を聞く。（農民組合、
商工業者とも同じ）

ハ、市役所や役場に出されている陳情書を
調べてみる。

ニ、役所で調べた住民要求のアンケートが
あつたら参考にする。新聞社の調査でも
よい。

ホ、党が葉書を出して、アンケートをとつ
てみること。新聞折り込みでもよい。

ヘ、近隣、自治体を見学するなど、交流を
活発にして、自分の住む、自治体と比較
してみること。

ト、各市町村自治体労組が行なつてゐる職
場自治研、教組が行なつてゐる教育研究
集会等の資料を入手して検討してみる。
またその報告も聞く懇談会を持つてもよ
い。

- ② 住民要求の整理、総括。

沢山でてきたこれらの、具体的な要求項目
を適当に一覧表にし、この項目の一つ一つ
について、「四当面の要求綱領をつくる基
準」にもとづき、党の地方自治政策、県政
綱領等を参照しつつ、党の班会議や支部の
要求等を参考して、その整理を行なう。

執行委員会で党所属の議員や首長を交えて徹底的に討議し、問題を三項目か四項目にしほる。

そして大衆運動の成果として、地域住民組織が形成され、党组织の強化、次期地方選挙の躍進と結びつけて検討されなければならぬのは当然である。

③ 作文の方法

(1) 住民にとってのこれ等の要求の必要性
(2) この要求を阻んでいる原因は何か、その実状
(3) この問題を解決するにはどうしたらよいか、(4) 保守勢力は何をしようとしているか、(5) われわれはどういう闘うべきか、(6) 聞いの組織をどうするかと云った点

にふれて簡単に平易に誰にでも分るようになること。

作文されたものは、全て大衆討議をおこして検討し、くりかえし修正、補筆して正案を得ると共にこの案の意図を徹底してゆくことが望ましい。

六、地域にはどのような問題があるか

(3) 当面の地方行財政々策参考

これらの政策等の中で地域の実情に応じて摘出す。

七、これららの要求綱領を作成するための附屬資料として、資料(1)～(5)を支部の力に準じて活用してゆく。

二二 地方自治体実態調査のための指針

—附各種統計表—

まえがき

地方自治体における、綱領をつくるには、必ず自治体の実態調査を行ない、その上に立て、綱領を作成すべきである。しかし、この実態調査を行なうことは、県連でも、さらに支部段階ではなおさら、困難であるのが現在の党の実情である。その能力に応じて、これを上廻る調査或いは身近な問題から調査を初めるべきである。

そこで、実態調査のための指針をつくり、各県連又は支部において当該自治体の実態調査を行なうに当つての参考資料に供するものである。したがつて、調査指針は、地方住民に最も身近かなものを選び、しかも調査し易いように心掛けたつもりである。

地方自治体実態調査のための指針

一、自治体の現状を知ること

1 住民の構成と生活状態の調査

(1) 住民の構成 イ 階層別

労働者、農民、中小企業等の各階層の構成を知ることである。次に各階層の住民の考へていること、自治体に希

望している点などを知る必要がある。

いいかえるならば住民の意志はどこにあるかということを知ることであつて、その中から多数を占める住民の意

思を適確につかみとることができる。

この基本的な調査が十分に行なわれていないと、一部の権力者や地方ボスの

政治力によつて、少数の人達のためにのみ施策が行なわれて、多くの働く者の

の施策が忘れられ、自治体の行政が跛行的となり、住民の間に不平と不満が

常に唱えられ、行政に対する協力がなくなり、自治体の発展を大きく阻害することになる。当該自治体の施策が多

数住民の意思に添い得るものであるときは、住民がより自治体の行政や執行される業務に関心を持ち、自治体がなんとなく明るさを増し、自治の発展もあり得ることを知るべきである。

以上は自治体の全体的なもので、各地区毎にも同じような問題がある。全体的には商業都市であつても、その一部に工業生産に従事する多くの働く人達の居住する地区がある場合もあり、また工業都市の中に商業地域や農業地

帶もあり、又一口に農業県、工業県といつてみてもそれはあくまでも総体的な見方であるからその中にある幾つかの住民層のあることを忘れてはならない。

□ 年令別

住民の年令構成も重要課題の一つである。これは大別して学令以下のも、学令児童、生産年令人口、第一線から退いた生産年令者、老令者というようにいくつかの段階別に区分して、これに対する地方自治体としての学校や住宅構造等に関する施策が考慮されなくてはならない。たとえば若い者の多いような所では一般住宅より以上に独身寮の建設が必要になるであろうし、また老人ホームの必要度も自然と考えられることになる。

八 人口の増減の推移

人口の増減は将来への施策に最も重要な要素であつて、学校、住宅、水道、下水、交通問題から都市計画に到るまですべてに關係をもつものである。また人口の推移が地区的に移動してはないかなども考究さるべき一つの課題である。更に都市にあつては昼と夜が、がらりと違うような地もある。かような地域における諸施設は通常の地域とは自ずから異なつたものが要求されるであろう。この人口の増加と行政は非常に重大な関連を持つものであつて、人口の増加に施設の方が追いつかないようなことがあると、人口増加とともに住民の幸福が相反することになつて、住民の不平がたえないことになる。

(2) 生活状態

住民の構成が明らかにされるとともに、住民の所得の問題、いいかえるならば住民のふところ具合はどうであるかを調査しなくてはならない。可能な限り階層別所得構成が必要であろう。この問題は地方の財政に税金として直に影響があるものであり、低所得者が多ければ、人

口の割合に自治体の台所は苦しく、従つて各種の施設は不充分なものとなろう。また施設にしても住民の生活状態によつて異なるものとなり、また社会福祉行政のあり方等も自然とその度合が考えられる。

この住民の生活と、地方的物価の関係も考慮される一つの課題である。地理的条件によるもの、居住者の階層によるものなどからくる、住民の生活費におよぼす実態を知る必要がある。それに飲食物費、住居光熱費、被服費、衛生費、教養娯楽費、交通および通信費、教育費、公租公課等の諸経費の調査が必要である。従つて住民の収入と消費物価とのバランス等を常に考えた自治体の行政が重要となる。またテレビ、ラジオ、雑誌の普及率、新聞販売の状態等も参考となる。

2 産業、経済の実態調査

これは地方産業を育成助長する一つの政策的意味もあり、一面多数の失業者の就職及び不況対策等にも關係がある。

農村における農村振興のための當農指導の施策、農業試験所、畜産指導所、土地改良その他基本的農業政策推進のための地方的援助、漁村における魚類、貝類、海草等の保護育成等についてはよくその実態を知つて適切なる施策を講ずる必要がある。このため農村では耕地の面積、山林原野の利用面積、農家戸数、一戸当たりの農耕規模および人員、農業形態の觀察等を、また漁村では海岸の延長、漁港の整備、漁業従事者の数、漁船の総数および漁獲高等を出来るだけ詳細に調査することが必要である。

又都市における問題としては、工業および商業に対するもの、ことに中小企業の適切なる指導援助が必要である。また地方自治体は生産部門に対する金融対策、経営、技術等の相談などが必要だがその実態、工業試験所等は活用されているかどうか、その実状を知ること。また大産業や貿易等に対しても港湾の整備、工業用水敷地の確保のための埋立等については工業の適正配置

との関連や、地域雇用の拡大等との見合に
おいて住民福祉の立場に立って検討されね
ばならない。

これらの施策は当然地方自治体の産業経
済費の一つとして予算に計上されるべきも
のであり、その実態を充分に知る必要があ
る。そのためには産業別の調査——第一次、
第二次、第三次産業の各部門の部門別の調
査と、当該地方自治体の現状と将来への發
展性とを考慮しつつ調査すべきであろう。

3 政治情勢の把握

(1) 党勢力分布状況と住民の生活実態との 関連

この問題は、現在の各地方自治体の首
長および議員の所属政党と住民構成なら
びに住民の生活実態との関連性に特に留
意することである。

まず第一に当該自治体の議員の職業と
住民の階層を調査することである。勤労
者や農民の多い自治体でありますながら、住
民を代表するといわれる議員には勤労者
や農民が割合に少なくて、地主や会社の
重役が多かつたり、中小企業や小売人の
多い自治体で大企業の層による人達で議
会が占められているというような所が多い。
このような議会構成であると勢い金
持の住む場所に都合のよい地方行政が行
われ、税金も施設も金持本位となり、
勤労者の住む地域の諸施設は忘れられ、
勤労者の犠牲において、跛行的行政にな
らざるを得ないであろう。首長と議員の
党派別構成等も主要な調査項目である。
また衆議院選挙、参議院選挙各級地方
選挙の得票を開票区別に調査し、分析し
てゆくことが必要である。

現在わが国の地方自治体のほとんど
は、革新議員の数が少くないのであるか
ら、特にこの点に留意して、勤労者のた
めにたたかうべき必然性がある。ことに

地方議会は地元の政治であり、直接住民
にアッピールして活動をなし得る特色を
持っているのだから充分に調査研究する
ことが肝腫である。

(2) 住民と地方自治体との関連

住民と地方自治体との関連を知るには、議会に対する住民の請願および陳情
を調査するのが一番よい方法である。そ
れによつて住民の苦情や注文が明らかと
なる。この住民の素朴な意見を取り上げ
ること。また自治体当局が行なつた世論
調査の結果等も参考となるであろうし、
民主的な諸団体の意見を開く懇談会や、
直接地域住民との懇談会を組織すること
によつて問題を見出すことが出来よう。

また保守的な住民組織や P.T.A.、町内
会等の地域組織の実態、また、防犯、防
火協会等の行政補完組織等もよくその実
情を調べておく必要があろう。これらの
組織の役員構成、市町村の補助金等が支
出されている場合がある。保守勢力は多
くのこれらの地域の住民組織の役員を重
任しており、住民の意見を一方的に自治
体に吸い上げている実態を明確に把むべ
きである。

4 財政問題の検討

(1) 予算の構成、歳出入のバランスの検討

現在の地方財政は極めて不健全であつ
て、地方財政収入と財政支出の割合は毎
年大きなアンバランスを示しており、地
方では財政支出の三分の一しか歳入がな
く、あと三分の二は国からの交付税や
補助金、負担金、譲与税に依存している
有様である。ここに地方財政を全く自主
性のないものにしている最大の問題があ
る。歳出の面は住民の要望と行政水準
の維持引き上げなどで必然的に必要額が
増加するのに對し、歳入面のほとんどが
国への依存財政という不健全な所に地方
自治の自主性が大きく阻れている原因が
ある。

(2) 歳入

イ 税金、その他公課、寄附金の住民負
担の実態

(1) 各々の自治体において、歳入の中
に占める税金割合を知ること。さら
に各税種毎に納税者の階層別、業
者別を調査することによって、どの
階級の納める税金が多いか少ないか

といふことがわかつてくる。

(イ) 次に大事なことは、個々の税金について納税者に不均衡や不公平はないかということである。あらゆる税金について応能の原則を厳に守るべきで不合理があつてはならない。そこで一つ一つ出来るだけ厳密に調査する必要がある。

そのためには税目毎に一つ一つ課税客体であるものの総額と補足率、課税率と税額の関係をよく調査しなくてはならない。無理があれば税の徴収が苛酷になり、あまれば最初から脱税を認めたことになる。徴税の不均衡は結果として住民の納税への不平非協力を招来することになるであろう。ことに税金については、税種目によって徴税の比較的楽なものと、そうでないものがある。総体的にみて一般大衆の納めるものは徴収が容易であり、特殊の者の納めるものは徴税が困難であるため、徴税が公平でないことがあるからこのことについては特に留意して不公平のないようにすることが肝心である。たとえば勤労者の都道府県民税や市町村民税は源泉徴収で百パーセントの徴収が容易であるが、一般の人はそうではない。固定資産税の如きも見積りや査定の容易にできるのは小規模の企業や小住宅であり、大企業や大邸宅は難しく、どうしても割安になりがちである。遊興飲食税の如きも普通の飲食店と大きな料理屋等では必ずしも比率が公平とはいえない。ことに三六年度は固定資産税の評価額の変更される年でもあるので(三六年一月一日)住民の納得する線で査定するように努力してもらいたい。なおまた固定資産税の課税客体である家屋については五%低くするが、土地は山林原野、農地宅地等はすべて平均五%高く評価するよう自治庁の示達がされているので

特に関心をもつてもらいたい。

(ハ) 次に知つておかねばならないことは、個々の予算費目の中に占める税金の高さである。教育費、警察費、民生費、労働費、総務関係費、財務関係費、建設および建築費、消防費、経済産業費、衛生費、清掃費、港湾および河川費、治山および砂防関係費、市場費、養育院、その他、人事委員会、選舉管理委員会、議会費、涉外費等の支出される予算の中で住民の税金の含まれている割合を知る必要がある。これは住民の各事業に対する関心度を高める一つの大きな目安になるのみならず、事業費の構成区分が明らかとなるのであって、事業の性質によつて各々の財源を配分する上で極めて重要である。

(二) その他地方自治体独自のものとしての法定外普通税がある。これは各自治体の条例で定め得るものであるが、これは有産階級の支払うべきもので一特に当該自治体の保護恩恵を受けているもの—それ以外は原則として認めないようになることが大切である。現在各地方自治体で制定されている法定外の税は、全部といつてよいほど庶民階級に課せられており、ことに農村民を対象としたものが多いのである。

(ホ) さらに税金以外の公課についてであるが、PTAの会費や防犯協会、消防協会、区費、部落会費、町内会費、農村における土地改良負担金、農協負担金、農村の扶役による普通道路および農道、学校敷地等の如き当然自治体の経費で支弁すべき性質の住民負担について注意する必要がある。これらの負担は、往々にして悪平等であつて、貧富の区別なく一律に徴収されている。自治対の経費で支払うべきものは出来るだけ自治体の予算に計上して支出し、住民負担の軽減と公平を期すべきであ

る。また神社、寺院、町内や部落のお祭りの寄附その他各種団体の寄附等についてもよく調査検討して住民負担を出来るだけ少くするよう努力すべきである。

また自治体の手数料、使用料も住民負担の過重となつてはいけないか検討されねばならない。

口 起 債

歳入の不足を気軽に起債に求めた所に地方自治体の財政窮乏の大きな原因がある。また起債は借金をした当事者は支払の義務と責任が少くて、後世の住民にその負担と義務を背負せるものであるから、本来は投資的経費にのみ、考えられるべきものである。これは非常に重要なことであって、前任者の理事者と議決機関の当事者（首長および議員）はその任期が最も長くても、起債してから三年後には一応切れるのであるから、この両機関によつて借り入れた金の返済はその後に選ばれて当事者となつた新たな首長および議員の責任において支払が行なわれることになるので、余程気をつけてやって行くべきである。かりそめにも給与および消耗品等の消費的経費と目されるようなものには絶対に起債しないようしなければならない。起債は投資的経費である学校、道路、上下水道や住宅その他の建築物等のように後世の住民がその施設を利用し恩恵を受けるようなものや、埋立て、干拓、開墾等の財産造成等の如きものに限つて行ない、それも他の歳入と見合つて将来これが財政運営の上に悪影響のないように心掛けることが必要であるがその見地に立つて起債状況を検討してみよう。

ハ 補 助 金

補助金についても注意して取扱わないととんだ行政上の混乱と財政上の無駄が起ることを知らなければならぬ。多くの補助金の中には、補助金の額が実際の支出額に見合わないで不足

(3) 賀 出

かのような不健全な歳入構成の下で財政支出の面はどう対照するかということである。歳出については前にも記述した住民構成を充分勘案し検討する要がある。多数の住民が何を望み何を考えているかということと、従つて歳出の構成については自治体の性格から来るもの、将来への発展性を考慮するもの、現実に施行しなければならない急を要するものなどを考えながら歳出予算が区分されてみるとあるが、まず府費、役所費、都道府県にあつては警察費、市町村の消防費、教育費、土木、港湾および河川費、建築事業費、民生費、労働費、保険衛生費、清掃費、産業経済費、公債費、徵稅費、その他調査費、選舉費、議会費等の支出

に對しては、過去四年、すくなくとも前
前年度くらいの比較が必要である。理事
者は大体前年度比を示すが、前年度比だけ
で検討をしていると累年費用の嵩むも
の、反面毎年削減されているものが充分
判明しないままで、いつの間にか不必要
に累増した費目があつたり、必要以上に
削られたりして、總体としての支出の均
衡が失われ、一部の住民にのみ奉仕する
ような行政が行なわれている場合があり
得る。

なお最近の世情から見て民生費等には
充分の注意が望ましい。予算が本当に住
民のために使用されているかどうかが問
題である。

さらに競輪等ギャンブルに使用される
費用が自治体の予算の中に占める比率等
も検討することも一考を要する。

二、項目別の問題点

1 民生安定の問題

- (2) 住民の生活保障についてどうするか
イ 自治体における要保護者の数を知ることと、つぎにその種類別の調査を行
ない、さらに国籍別保護者の率等を知
る必要がある。また、生活困窮者として
てのいわゆるボーダーラインにある人
たちについての調査も参考として調査
することが必要である。

- ロ 国民健康保険の普及と徹底、国民年
金法の実施状況の実態調査を行なうべきである。

- ハ 施設としては、無料相談所、授産所、
託児所、老人クラブ、公益質屋、簡易
洗濯所、結婚相談所および式場、ホー
ル小集会所、社会教育施設、児童図書
館、人事相談所等が考えられる。

- 福祉社会の施設といつても、国の予
算が乏しいので十分でない。その実態
を調査すること。
住民の健康を守るにはどうすればよい
か

- (2) 住民の死亡率およびその原因、患者の
数および病気の種類等の調査、これに対
応する医療的施設病院、診療所、保健所
の設置と内容の充実、公衆衛生行政の徹
底、狂犬の予防、捕そ、カ、のみ、はえ
の徹底的駆除運動等を基本調査として考
慮するべきである。

(3) 失業対策は十分であるか

まず失業者の数を知ること、失業者に
ついては登録された数だけでなく、實際
の失業者と潜在失業者の数を知ることが
必要である。これらの人たちはやがて完
全失業者となる可能性が最も強いからで
ある。普通の失対および特別失対のほか
に自治体独自の簡易失業対策はとられて
いるか。積極策としての職業の補導事業
については事業所の増設や設備の充実等
を行なうべきであるがその実態はどう
か。

(4) 住民の住宅難の解決はどうすればよい か

まず自治体の住宅の数と世帯数の調査
によって数字上の不足分を知ることが出
来る。その内訳として一人当たり畠数によ
つてあまりにも詰込まれている世帯数
(過密住宅) 同居の世帯数、バラックそ
の他不良住宅の数を総体的に調査する。
次に自治体営の住宅建設に対する入居
希望者によって、住宅困窮者の登録制度
等を設け常に住宅困窮者の実態を知る必
要があるが、その状態はどうであろう
か。

これらの調査とともに前述した住宅の
構成にあてはめて、いかなる階層が最も
多く住宅を必要とし要求しているか、ま
たそれら住民の経過的能力はどのような
程度かということを十分勘案し、階層別
の必要に応じて住宅建設の計画を策定す
ることが理想的であろう。これを忘れる
と一般住民と遊離した住宅の建設が行な
われ、実際に困っている人たちで経済的
に力の弱い者が取り残され、高級者を対
象とする住宅の建設が行なわれるような
ことになる。最近都市の住宅敷地が高い
ので、宅地の購入予算が大となりこのた
め建設費が増大するので、建築にあたつ

ては高層による土地利用度を高めることが必要である。このような土地の取得との関連による調査も必要であろう。

また住宅政策は道路、上下水道、学校、幼稚園、託児所、保育園、児童遊園地等の施設および設備等の総合的施設が必要であり、さらに団地に対しては、食糧品を始め日常雑貨等の生活必需品等を供給する公設市場等が考慮されるべきであるがこの実情はどうか。また居住者と職場の距離および交通機関等の関連性にも十分注意する必要がある。

(5) 塵芥およびし尿の処理はどうするか
住民の世帯数、廃棄される塵芥雜芥、混合芥の種類別量的調査、これを処理する人員および器具の整備、焼却によるか埋立によるか、また両方とも施行するのか等の調査と研究が大切である。

し尿についても塵芥同様世帯数および人口によって、およそ排せつされる一日の量を知ることができる。この処理は下水とともに水洗便所による下水放流として消化槽で化学処理されているか、海洋投棄か、農村に還元しているのいずれかであり、また自治体によっては下請に出し民営でやらせていているところもあり、家庭では相当大きな関心のまとであるので、この実状をよく調べてみる必要がある。

2 産業の振興

(1) 道路橋梁等はどうなっているか。

道路行政と区画整理との関連の調査、自治体の区域における各級道路の延長および面積と整備の状態、舗装の割合、その舗装についてはいかなる程度を必要とするか、路面を使用する自動車の種類および数と、道路構造の基礎的条件の調査を行なうことが必要である。それと同時に、道路の性格の検討が重要である。道路にはその道路のもつ使命と目的とが明らかでなければならない。

単に住民の交通に至便であるというのか、産業および生産のためのものか、観光等を目的とするのかというように具体

的な使用目標の調査や研究を怠ってはならない。道路や橋梁は、地方自治体の地域的産業と、広域経済交流等に極めて大きな関連を持つものであって、とくに行政上重要性があることに留意すべきである。これに関連し、市や村、国の負担がどうなっており、住民の立場が充分いかされているかどうか検討すべきである。

(2) 港湾および河川はどうなっているか。

港湾の施設および整備にあたっては、近代海運港として十分使用出来るか、また河川を利用する舟の運航にさしつかえはないか。しゅんせつはなされているか等の調査をすべきである。

(3) 財産造成と産業の発展のための埋立、干拓、開墾等はどうなっているか。

まず財産の造成を行ない得る可能性があるかどうかの検討の調査を行ない、つぎに造成された財産の処分に対する見とおしがどうであるか等産業経済との関連による経済価値を研究し検討する必要がある。現在、大企業の用地造成のため、これ等が行われており、住民の持ち出しがないかどうかよく考えてみよう。

(4) 都市の上下水道および下水道、工業用水、農村地帯の水道および田畠の灌漑用水に関する問題はどうなっているか。

住民の最少限度の使用水量と現在の量、既設給水能力と将来の計画の調査を行ない、必要水量と配水量給水能力との関連性を十分に知ることからはじめなくてはならない。さらにこれ等の基本的因素に対する施設の必要性と、緊急性等の具体的調査を必要とする。水は人間の生活と作物の生長に最大の重要性を持つものであって一日もおろそかにすべきものではないからである。

最近、工場誘致等をめぐって、工業用水等の事業のため住民に無理な負担や、犠牲がかかるといいかどうか。また、料金はどうなっているか。

交通の状態はこれでよいか。
都市における交通の実態を知ること、

都市内の交通施設と郊外からの交通網との関連の状態、たとえば、市電、市バス、郊外からのバスや私鉄などの連絡がどうであるか、交通行政、政策の系統的関連性による住民の利便はどうであるか等の調査が必要である。

(6) 総合開発はどうなっているか、都市計画はどうなっているか。

各項目別の調査と共に、各自治体には

夫々、開発事業や、都市計画等がある。

これ等の欠陥、アーリーその他実施状況等

を充分検討すべきである。

(7) 災害の復旧はどうか

災害が起った地区ではその復旧状況と問題を調べるべきである。

3 自治体の教育の問題はこれでよいか。

まず一教室の生徒数と収容数の調査による不正常教育はないか、一クラス五十人としての基礎数字との比較、教師一人の受けもつ児童数は適正であるかどうか、老朽校舎はないか、PTAの負担はどのくらいの額であるか、児童の給食の状態等の基本的調査を必要とする。

その寄附金等も知ることが必要である。

さらに校舎の増改築、教材の補充等学校施設の実状調査を行なわなければならない。

4 警察および消防の在り方はこれでよいか

都道府県にあつては犯罪の種類、件数を調べ、これに対する警察官および職員の人員数、更に総人口に対する犯罪者の比率と犯罪の発生しやすい場所等を調査すること。

警察官の職務と教養とたいぐうの問題、

警察の設備に対する費用等に留意する必要がある。現在の警察行政の如く指揮権および幹部の任命権は国が持ちながら費用の負担は地方がするという矛盾に対し、國の負担すべきものは必ず國に負担させるといふ

基本的な方針を曲げてはならない。國の出すべき費用を地方が負担して、警察署の施設費、設備費や警察官の超勤や夜食代は地方住民の寄附によるというような馬鹿げることはしてはならない。街路灯、防犯灯の問題がこれらの警察の問題に関連する。

消防は、市町村の受持ちであるが、各自体における年次の火災件数、火災の対象となつた建物および原因等の調査ならびに年中の風の方向と火災の発生する時期との関係の調査を行ない、これに対する配水設備、消防器具の完備、消火栓および水槽設備等の防火設備の充実がどうなっているか検討すること。

5 自治体に特別の行政問題なり財政問題がありはしないか。

市町村合併その他政治的要素は特殊な事情による過渡期としての行政問題から財政措置を必要とするものはないか。

6 自治体の総合的財政はどうであろうか。

以上の各項目についての財政を検討するにあたっては、一般財源として考える分と事業会計として特別会計で処理すべきもの、水道交通のように公営企業として独立採算の建前にあるもの等があるが、住民の展望に実際的に応えているかどうか。

さらに行政水準を向上させうる財政であるが、義務的経費を保持するに困難な総合的財政であるか、さらに義務的経費の支払はなしうるも独自の業務は行いえない程度であるが、義務的経費すら十分でない程の窮屈さであるかというような総合的財政について、税金及び国からの交付金補助金等を注意する必要がある。また起債のワクの拡大や利子負担等についても充分な注意が肝要であろう。ことに税金については住民の負担能力との関連が検討されなければならない。また予算是実際上どのように使われたか。決算の状況を調査すること。また単にその年だけではなく、二、三年の決算書を調べることが現在、等閑になされていないか。

7 他の団体および国県との関係はどうなっているか。

自治体における諸々の問題の中、たとえば河川の上流下流の関係、あるいは道路の利用度の問題、ある地点から他の地点に達する目的的道路の中間にあたるために、道路

としての利便は交通だけで産業にたいして影響はないとか、または他の自治体と学校組合や財産の管理や事業目的のための共同管理等の問題、生産物の共同出荷や共同処理等の問題を十分に研究する必要がある。

また国家的目的のために行なう電源開発によるダムや多目的ダムの建物、国の行なう河川の改修、山林の砂防等については直接自治体の行政上、財政上に大きな影響を及ぼし、住民の日常生活にも関係を持つことは必然であるからよく調査し検討する必要がある。

また市町村の自治体は国、県の事務を實際上行なうものであるから、国政、財政から見たその自治体の位置づけもまた重要な地位はある。

8 地域的の政治上または経済上の地位はどんなものであるか。

近隣の自治体との交通、産業、運輸等地理的・社会的の比較の上に立って、たえず検討を加え反省しながら無理のない行政を行なうことが必要であるがこの面の問題が怠られてはならない。交通の至便や、連絡の便速、消費圏の地域の広大等地域社会における総合発展性と共通性が非常に拡張される。

四種統計表

1. 類似団体別市町村財政指數表

附表 (11) 経常一般財源の充当状況

| 類型 号番 | 分類の要素 人 口 | (人口1人当り単位 円) | | | | | | | | | |
|----------|-------------------|--------------------------|---------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | II III 次 産業構造 % | II 次 経常一般 人件費 | 一 般 物 件 費 | 財 政 成 比 | 一 般 物 件 費 | 財 政 成 比 | 一 般 公 債 費 | 財 政 成 比 | 建設 一般 財 源 構成比 | 建設 一般 財 源 構成比 |
| 都 | 1 40,000 未満 人 | 50~70 30未満 3,557 (1,565) | 36.1 (878) | % 6 (319) | 7.6 (281) | % 6 (425) | 7.6 (794) | 20.2 (22.7) | 20.2 (79.3) | 75.6 | |
| | 2 40,000~70,000 | 50~70 30以上 3,447 (1,465) | 38.6 (477) | 13.6 (774) | 38.4 (47.5) | 10.9 (9,3) | 10.9 (905) | 22.7 (21.8) | 22.7 (76.2) | 75.6 | |
| | 3 70,000~120,000 | 70以上 30以上 4,079 (1,980) | 41.9 (511) | 12.4 (388) | 41.9 (502) | 9.3 (579) | 9.3 (898) | 22.7 (21.8) | 22.7 (76.2) | 75.6 | |
| | 4 120,000~180,000 | 70以上 30以上 4,378 (1,859) | 39.8 (590) | 13.2 (502) | 39.8 (502) | 11.2 (579) | 11.2 (898) | 19.9 (19.9) | 19.9 (75.5) | 75.6 | |
| | 5 180,000~300,000 | — 3,844 (2,110) | 46.1 (467) | 10.4 (467) | 46.1 (261) | 6.4 (261) | 6.4 (520) | 1,053 (1,053) | 25.9 (25.9) | 74.5 (74.5) | |
| | 6 300,000 以上 | — 4,379 (2,223) | 42.4 (728) | 8.4 (728) | 42.4 (520) | 46.5 (520) | 10.5 (520) | 1,153 (1,153) | 25.9 (25.9) | 71.3 (71.3) | |
| 市 | 1 5,000~8,000 | — 3,584 (1,327) | 32.2 (1,294) | 24.4 (255) | 6.2 (255) | 6.2 (220) | 6.2 (216) | 650 (620) | 17.6 (16.2) | 80.2 (80.0) | |
| | 2 8,000~15,000 | — 3,255 (1,307) | 35.5 (1,011) | 21.6 (206) | 6.2 (206) | 6.2 (718) | 6.2 (718) | 460 (460) | 13.9 (13.9) | 80.0 (80.0) | |
| | 3 15,000~25,000 | — 3,082 (1,217) | 35.2 (829) | 17.9 (208) | 5.7 (208) | 5.7 (569) | 5.7 (569) | 595 (595) | 18.8 (18.8) | 72.6 (72.6) | |
| | 4 25,000 以上 | — 3,288 (1,232) | 33.1 (828) | 16.8 (316) | 8.0 (316) | 8.0 (563) | 8.0 (563) | 649 (649) | 19.3 (19.3) | 75.9 (75.9) | |
| 町 | 1 | | | | | | | | | | |
| | 2 | | | | | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | | | |
| | 4 | | | | | | | | | | |
| 村 | 1 | | | | | | | | | | |
| | 2 | | | | | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | | | |
| | 4 | | | | | | | | | | |

(注) () 書の数字は、決算額の人口1人当たり額である。

てゐる現在では、鎖国的独善性は失われてゐるからである。

9 各自治体の計画をよく参照するといふ

例えば市町村合併を行なったところでは夫々新市町村建設計画を持っており、また新農山漁村建設計画を持っているところが多い。これ等を充分参考にすることはよいであろう。

10 自治体職員の状態

われわれが地域闘争を進めてゆく際に自治体労働者の協力を得なければならないのは当然である。自治体職員の給与や労働条件がどうなつてゐるかを調査し、その要求実現を可能な限り計つてゆくのは当然である。そして彼等が仕事を通じて自治体民主化を闘うよう協力を要請してゆかねばならないがその意識の状態も党として考えてゆかねばならないであろう。

11 行政水準の比較

行政水準という言葉は不明確な言葉であるが、その自治体の学校施設数や病院施設等の実態を全国の平均から見てゆくことが大切であり、その自治体の他の自治体との比較にもなり活動の目標となるであろう。

附表(2) 税収入の状況

(人口=人當り額 単位 円)

附表(3) 人件費の状況

| 類型 人件費 人当り | 財源充當 額人当り | 職員数(人) | | 職員一人当り人口) | | 平均給与単価(円) | | | | | | | |
|------------------|--------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----|-----------|-----|-------------|--------|--------|--------|
| | | (A)本庁 支所等 | 本・ 支 所 | 消 防 | (B)施設 支所等 | 本 庁 | 施 設 | 本・ 支 所 | 施 設 | 教 育 (義務) | | | |
| 都 市 | 1 | 3,565 | 1,336 | 177 | 164 | 13 | 53 | 204 | 234 | 670 | 14,028 | 11,348 | 8,193 |
| | 2 | 1,465 | 1,357 | 242 | 227 | 15 | 51 | 226 | 269 | 1,083 | 14,808 | 10,617 | 9,860 |
| | 3 | 1,980 | 1,746 | 409 | 357 | 53 | 173 | 251 | 311 | 591 | 16,564 | 14,476 | 9,837 |
| | 4 | 1,859 | 1,784 | 692 | 599 | 93 | 282 | 209 | 261 | 512 | 15,811 | 12,747 | 10,285 |
| | 5 | 2,110 | 1,890 | 1,090 | 943 | 147 | 365 | 220 | 280 | 658 | 17,467 | 14,950 | 11,925 |
| | 6 | 2,223 | 1,886 | 2,150 | 1,877 | 273 | 679 | 750 | 918 | 2,345 | 20,319 | 20,038 | 18,922 |
| 町 村 | 1 | 1,327 | 1,195 | 27 | — | 11 | 239 | 249 | 609 | 11,597 | 8,309 | 6,294 | |
| | 2 | 1,307 | 1,165 | 41 | 42 | — | 13 | 260 | 273 | 833 | 12,500 | 9,164 | 7,392 |
| | 3 | 1,217 | 1,117 | 65 | 64 | 1 | 24 | 290 | 305 | 792 | 13,062 | 10,405 | 7,855 |
| | 4 | 1,232 | 1,106 | 91 | 90 | 1 | 40 | 293 | 327 | 708 | 130719 | 8,769 | 6,571 |

附表(4) 物件費の況状

(人口一人当たり額 単位 円)

| 類型 | 物件費 | 物件費内訳 | | | | | 本庁物件費内訳 | | | | | |
|-----|-----|-------------|----------|-----|-----|-----|---------|-----|------------|-----|-----|-----|
| | | 常経充 一般源額 | 一財 当額 | 本 庁 | 消 防 | 学 校 | その他 | 旅 費 | 交 際 食 種 | 消 耗 | 印 刷 | 備 品 |
| (都) | 1 | 878 | 613 | 159 | 66 | 307 | 329 | 21 | 34 | 16 | 10 | 19 |
| | 2 | 694 | 476 | 145 | 34 | 221 | 239 | 26 | 40 | 12 | 13 | 8 |
| (市) | 3 | 774 | 511 | 160 | 52 | 300 | 262 | 30 | 44 | 14 | 13 | 7 |
| | 4 | 906 | 590 | 154 | 63 | 305 | 384 | 25 | 18 | 17 | 13 | 23 |
| (町) | 5 | 731 | 422 | 136 | 52 | 230 | 313 | 16 | 26 | 11 | 14 | 14 |
| | 6 | 728 | 375 | 118 | 37 | 290 | 364 | 15 | 13 | 12 | 13 | 15 |
| (村) | 1 | 1,294 | 908 | 302 | 77 | 472 | 524 | 64 | 71 | 30 | 18 | 29 |
| | 2 | 1,055 | 718 | 216 | 56 | 344 | 414 | 44 | 56 | 23 | 14 | 21 |
| | 3 | 829 | 569 | 164 | 58 | 289 | 307 | 26 | 43 | 18 | 9 | 19 |
| | 4 | 828 | 563 | 166 | 60 | 318 | 284 | 25 | 41 | 18 | 12 | 17 |

附表(5)建設事業の状況

| 頤型 建設事業費 (人口一人当り円) | 人口一人当り 一般財源 充當額 (人口一人当り円) | 充當一般財源構成比 | | 構成比内訳 | | | |
|--------------------------|------------------------------------|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | 充當可能率 | 充當率 | 普通 | 災害 | 失対 | |
| 都 市 | 1 2,176 | 748 | 24.4 % | 20.2 % | 16.8 % | 1.4 % | 2.0 % |
| | 2 2,130 | 794 | 20.7 | 22.7 | 16.8 | 1.0 | 4.9 |
| | 3 2,232 | 905 | 23.8 | 21.8 | 16.2 | 1.4 | 4.2 |
| 町 村 | 4 3,207 | 898 | 24.5 | 19.9 | 15.3 | 1.0 | 3.6 |
| | 5 2,540 | 1,053 | 25.5 | 25.9 | 19.5 | 0.3 | 6.1 |
| | 6 3,141 | 1,153 | 28.7 | 25.9 | 18.5 | 0.4 | 7.0 |
| 町 | 1 2,603 | 654 | 19.8 | 17.6 | 13.5 | 3.5 | 0.6 |
| 村 | 2 1,608 | 460 | 20.0 | 13.9 | 11.6 | 1.2 | 1.1 |
| 村 | 3 1,455 | 595 | 27.4 | 18.8 | 16.9 | 1.1 | 0.8 |
| 村 | 4 1,640 | 649 | 24.1 | 19.3 | 16.5 | 1.6 | 1.2 |

備考

① 人口及び② 産業構造を主要なものとして採用し、次の基準により団体を選定抽出し、都市では13類型町村では11類型分類区分したもので、自治省財政局調査課資料のなかから選択したものである。

(イ) 昭和32年4月1日以降(3ヵ年間)に合併が行われていないこと。

(ロ) 昭和34年度決算上の実質単年度収支において赤字が著しく多額でないこと(原則としてその赤字額が一般財源の5%以内であること)。

(ハ) 昭和34年度決算における実質赤字が数値(昭和34標準財政収入額+普通交付税額)×1/10)5以上でないこと。

(ニ) 普通交付税算定上、財源超過団体(1本算定)でないこと。

(ホ) 公債費の比率が高くないこと(從って再建団体のうち特に赤字の多額であったものは除外されていること)。

2. 地域別生活水準の指標指数

| 地域別 | 都府県地域 | 総合指數 | 都府県地域別順位 | 地域別 | 都区県地域 | 総合指數 | 都区県地域別順位 | 自治省財政局調査課(35.12) | | | | | | | | |
|---------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|----------------------------|-------------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | 東海 | 静 岡 愛 三 重 | 近 畿 | 滋 京 大 阪 奈 良 和 歌 山 | 山 陰 | 鳥 島 取 根 | 山 陽 | 岡 山 広 島 | 山 口 |
| 全 国 | 1000 | | | 北海道 | 89.6 | 18 | 7 | 東海 | 93.9 125.4 90.4 | 109.0 | 15 26 4 | 14 2 2 | 3 2 11 | 15 13 11 | 3 10 10 | |
| 青 岩 宮 秋 山 福 島 | 森 手 城 田 形 島 | 75.8 71.0 81.1 75.8 75.6 | 38 44 29 39 41 | 近 畿 | 滋 京 大 阪 奈 良 和 歌 山 | 83.1 129.2 169.6 118.4 95.3 97.3 | 129.2 133.2 113.2 118.4 113.2 113.2 |
| 城 木 馬 | 葉 木 馬 | 73.0 76.9 78.4 | 43 36 35 | 山 陰 | 岡 山 廣 島 | 86.0 74.4 | 79.0 | 山 陰 | 89.3 99.3 99.6 | 96.3 | 19 8 | 19 8 | 19 8 | 19 8 | 19 8 | |
| 埼 千 東 神 奈 川 | 埼 京 川 | 88.8 83.9 190.6 139.6 | 20 16 1 3 | 四 國 | 德 香 媛 知 | 80.5 92.6 79.1 82.5 | 83.1 | 四 國 | 89.3 99.3 99.6 | 96.3 | 31 33 27 | 31 33 27 | 31 33 27 | 31 33 27 | 31 33 27 | |
| 新 富 石 福 井 | 鴻 山 川 | 75.2 95.4 98.8 88.5 | 24 12 10 21 | 北 九 州 | 福 佐 長 大 熊 | 112.4 81.1 78.9 80.4 | 7 | 北 九 州 | 81.1 78.9 80.4 76.6 | 92.1 | 37 32 34 37 | 37 32 34 37 | 37 32 34 37 | 37 32 34 37 | 37 32 34 37 | |
| 東 山 | 梨 野 阜 | 82.3 84.7 87.9 | 28 25 22 | 南 九 州 | 官 鹿 兒 島 | 67.2 81.1 66.3 | 66.6 | 南 九 州 | 67.2 81.1 66.3 | 66.6 | 45 46 13 | 45 46 13 | 45 46 13 | 45 46 13 | 45 46 13 | |

3. 一人当たり税負担額の府県別格差

(昭和31年度)

| | 人口一人当たりの税額 | | 全国平均を100とした相対比 | | | |
|---|------------|-------|----------------|-----|-----|------|
| | 国税 | 府県税 | 市町村税 | 国税 | 府県税 | 市町村税 |
| 全 北 青 岩 宮 秋 山 福 茂 柿 群 域 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大 兵 泰 和 烏 島 間 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 大 熊 宮 鹿 島 | 9,638 | 2,016 | 2,884 | 100 | 100 | 100 |
| 海 森 手 城 田 形 島 木 馬 玉 葉 京 川 渕 山 川 井 梨 野 阜 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 姫 知 岡 賀 分 本 崎 児 歌 | 6,468 | 1,675 | 3,111 | 67 | 83 | 108 |
| 道 森 3,118 | 966 | 1,831 | 32 | 48 | 63 | 2 |
| 森 3,210 | 861 | 1,891 | 33 | 43 | 66 | 4 |
| 茂 5,728 | 1,138 | 1,991 | 59 | 56 | 69 | 5 |
| 柿 4,698 | 920 | 2,392 | 48 | 46 | 83 | 6 |
| 群 3,534 | 930 | 2,513 | 36 | 46 | 87 | 7 |
| 域 3,528 | 1,042 | 2,048 | 36 | 52 | 71 | 10 |
| 千 2,764 | 945 | 1,779 | 28 | 47 | 62 | 11 |
| 東 4,386 | 1,252 | 2,083 | 45 | 62 | 72 | 12 |
| 神 3,352 | 1,236 | 2,178 | 34 | 61 | 76 | 13 |
| 新 5,252 | 1,368 | 2,192 | 54 | 69 | 76 | 15 |
| 富 4,213 | 1,065 | 2,103 | 43 | 53 | 73 | 16 |
| 石 30,316 | 4,225 | 4,768 | 314 | 210 | 165 | 19 |
| 福 18,456 | 3,305 | 3,862 | 191 | 164 | 134 | 20 |
| 三 4,882 | 1,354 | 2,760 | 50 | 67 | 96 | 21 |
| 滋 5,003 | 1,997 | 3,313 | 52 | 99 | 115 | 22 |
| 京 4,844 | 1,546 | 2,783 | 50 | 77 | 96 | 23 |
| 阪 4,672 | 1,453 | 2,840 | 48 | 72 | 98 | 24 |
| 道 2,732 | 1,014 | 1,878 | 28 | 50 | 65 | 25 |
| 根 4,095 | 1,340 | 2,448 | 42 | 66 | 85 | 26 |
| 知 4,300 | 1,727 | 2,506 | 44 | 86 | 87 | 27 |
| 重 8,293 | 2,345 | 2,776 | 86 | 116 | 69 | 28 |
| 島 12,365 | 3,299 | 3,485 | 128 | 164 | 121 | 29 |
| 川 5,907 | 1,922 | 2,538 | 61 | 95 | 88 | 30 |
| 井 4,050 | 1,866 | 2,866 | 42 | 93 | 99 | 31 |
| 森 11,347 | 2,465 | 3,359 | 117 | 122 | 116 | 32 |
| 井 24,338 | 4,230 | 4,602 | 252 | 210 | 160 | 33 |
| 城 18,484 | 2,575 | 3,495 | 191 | 128 | 121 | 34 |
| 堺 4,380 | 1,215 | 2,357 | 45 | 60 | 82 | 35 |
| 木 4,581 | 1,899 | 2,244 | 47 | 94 | 78 | 36 |
| 賀 2,885 | 967 | 2,228 | 29 | 48 | 77 | 37 |
| 本 2,706 | 1,084 | 2,254 | 28 | 54 | 78 | 38 |
| 崎 4,884 | 1,375 | 2,586 | 50 | 68 | 90 | 39 |
| 兒 8,695 | 1,627 | 2,633 | 90 | 81 | 91 | 40 |
| 島 7,620 | 2,280 | 3,186 | 79 | 113 | 110 | 41 |
| 島 2,827 | 968 | 1,929 | 29 | 48 | 47 | 42 |
| 島 3,816 | 1,264 | 2,233 | 39 | 63 | 77 | 43 |
| 島 3,101 | 1,259 | 2,099 | 32 | 62 | 73 | 44 |
| 島 2,978 | 1,043 | 1,778 | 30 | 52 | 62 | 45 |
| 島 8,983 | 2,168 | 2,991 | 93 | 108 | 103 | 46 |
| 島 3,668 | 1,073 | 2,196 | 38 | 86 | 76 | 47 |
| 島 3,127 | 1,060 | 1,992 | 32 | 53 | 69 | 48 |
| 島 3,333 | 1,058 | 2,126 | 34 | 52 | 74 | 49 |
| 島 3,675 | 982 | 2,077 | 38 | 49 | 72 | 50 |
| 島 2,388 | 1,413 | 2,043 | 24 | 49 | 71 | 51 |
| 島 2,378 | 629 | 1,426 | 24 | 31 | 49 | 52 |

(備考) 「国税庁統計年報書」より算出。

4. 都道府県の民力度

(昭和31年度)

| 順位 | A 一人当り民力水準 | 府県名 | B | |
|----|------------|-----|-----|-------|
| | | | 府県別 | 民力度 |
| 1 | 148.0 | 東北 | 東北 | 153.3 |
| 2 | 130.9 | 北海道 | 北海道 | 77.1 |
| 3 | 122.2 | 島根 | 島根 | 65.9 |
| 4 | 109.5 | 愛媛 | 愛媛 | 10.4 |
| 5 | 108.3 | 山口 | 山口 | 48.9 |
| 6 | 107.1 | 岩手 | 岩手 | 9.1 |
| 7 | 107.1 | 宮城 | 宮城 | 39.4 |
| 8 | 103.9 | 福島 | 福島 | 18.1 |
| 9 | 102.4 | 長野 | 長野 | 16.1 |
| 10 | 101.9 | 山梨 | 山梨 | 20 |
| 11 | 100.6 | 山形 | 山形 | 17.3 |
| 12 | 100.5 | 宮城 | 宮城 | 19 |
| 13 | 100.0 | 福島 | 福島 | 16 |
| 14 | 100.0 | 新潟 | 新潟 | 45 |
| 15 | 98.5 | 岐阜 | 岐阜 | 28.1 |
| 16 | 95.3 | 三重 | 三重 | 8.5 |
| 17 | 94.4 | 滋賀 | 滋賀 | 22.5 |
| 18 | 93.4 | 京都 | 京都 | 9 |
| 19 | 91.1 | 奈良 | 奈良 | 38 |
| 20 | 90.9 | 和歌山 | 和歌山 | 21 |
| 21 | 89.3 | 福岡 | 福岡 | 21 |
| 22 | 85.9 | 大分 | 大分 | 15.9 |
| 23 | 85.4 | 熊本 | 熊本 | 24 |
| 24 | 84.7 | 鹿児島 | 鹿児島 | 14.2 |
| 25 | 83.9 | 宮崎 | 宮崎 | 14.9 |
| 26 | 82.7 | 鹿児島 | 鹿児島 | 23 |
| 27 | 82.6 | 新潟 | 新潟 | 34 |
| 28 | 81.6 | 福井 | 福井 | 12.0 |
| 29 | 80.9 | 富山 | 富山 | 31 |
| 30 | 80.9 | 石川 | 石川 | 31 |
| 31 | 80.9 | 福井 | 福井 | 31 |
| 32 | 80.9 | 山梨 | 山梨 | 31 |
| 33 | 80.9 | 長野 | 長野 | 31 |
| 34 | 80.9 | 岐阜 | 岐阜 | 31 |
| 35 | 79.9 | 三重 | 三重 | 31 |
| 36 | 78.9 | 滋賀 | 滋賀 | 31 |
| 37 | 78.6 | 京都 | 京都 | 31 |
| 38 | 78.5 | 大阪 | 大阪 | 31 |
| 39 | 76.9 | 兵庫 | 兵庫 | 31 |
| 40 | 76.9 | 神戸 | 神戸 | 31 |
| 41 | 74.1 | 福岡 | 福岡 | 31 |
| 42 | 72.6 | 大分 | 大分 | 31 |
| 43 | 72.3 | 宮崎 | 宮崎 | 31 |
| 44 | 70.6 | 鹿児島 | 鹿児島 | 31 |
| 45 | 68.3 | 沖縄 | 沖縄 | 31 |
| 46 | 66.2 | 鹿児島 | 鹿児島 | 31 |

備考

人口、面積、産業、文化、経済、運輸通信の各部門から民力に関する深い48項目のデータを選び、それぞれの4分比を総合したものの4分比(総合指標)によつて測定したものである。

A—全國を100とした場合の一
人当り民力水準とその順位
B—全國を1,000とした場合の
府県別民力度

(赤報導室調査(36,33))

5. 税外負担に関する調査

(1) 人口段階別住民一人当り税外負担額

(昭和34年度) (単位 円)

| 区分 | 5,000人以下 | 5~10,000人 | 10~15,000人 | 15~20,000人 | 20,000人以上 | 平均 |
|------------|----------|-----------|------------|------------|-----------|-------|
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| 1. 部落費(区費) | 246 | 42.0 | 198 | 42.2 | 165 | 37.4 |
| 2. 教育費 | 133 | 22.6 | 108 | 22.9 | 104 | 23.7 |
| 3. その他 | 207 | 35.4 | 164 | 34.9 | 171 | 38.9 |
| 計 | 586 | 100.0 | 470 | 100.0 | 440 | 100.0 |
| 使途別 | | | | | | |
| 1. 土木 | 156 | 26.6 | 103 | 22.0 | 83 | 18.9 |
| 2. 教育 | 143 | 24.3 | 117 | 24.8 | 121 | 27.5 |
| 3. 消防 | 30 | 5.1 | 42 | 9.0 | 35 | 7.9 |
| 4. 農業 | 137 | 23.4 | 85 | 18.2 | 90 | 20.5 |
| 5. その他 | 120 | 20.6 | 123 | 26.0 | 111 | 25.2 |
| 計 | 586 | 100.0 | 470 | 100.0 | 440 | 100.0 |

備考 住民が租税以外の形式で公費負担をしている額について、住民一人当り額を出したいものである。

(2) 年度別住民一人当り税外負担額

(単位 円)

| 区分 | 昭 2 9 | 昭 3 0 | 昭 3 1 | 昭 3 2 | 昭 3 3 | 昭 3 4 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 部落費(区費) | 122 | 117 | 182 | 161 | 185 | 161 |
| 教育費(PTA) | 101 | 78 | 87 | 98 | 100 | 106 |
| その他 | 160 | 121 | 124 | 132 | 168 | 155 |
| 計 | 383 | 317 | 393 | 391 | 453 | 422 |
| 一町村当額(千円) | 4,109 | 3,513 | 4,918 | 5,108 | 5,747 | 4,223 |
| 全国推計(百万円) | 22,074 | 14,860 | 19,554 | 16,422 | 17,472 | 12,571 |
| 町村数 | (5,372) | (4,230) | (3,366) | (3,215) | (3,035) | (2,977) |

備考 (1)、(2)は全国町村会町村行財政調査報告書による。

(11) 当面の地方行財政政策

— 三十六年度における国、都道府県、

市町村を通じる政策要求項目 —

註

この政策大綱は、地方自治体に対する党の一般的な政策であると同時に、国、都道府県又は都市、町村に対する政策要求項目にもなるのである。したがって、都道府県又は都市、町村に対する政策要求項目にもなるのである。したがって、都道府県運又は支部においては、自治体綱領作成において参考資料とするのみならず、予算要求集会をもつ場合においても、この政策大綱の中より、その地域に最も適切なる項目

(もちろん、この政策大綱にない地域的な特殊問題も加えて) を予算要求項目として捨て上

げ、その要求項目に各々簡単な現状分析を入れて、予算要求項目を整理するのに、参考になると考える。

なお、三十六年度における国、都道府県、市町村を通じる地方自治体闘争における政策要求項目は、三十六年度運動方針(住民組織と地域活動の項)に銘記されてあるが、念のため、附属資料として、その分だけを掲載した。

I. 基本方針

- 1. 反対的中央集権化に反対し、住民の平和幸福に奉仕する民主的な自治行政を確立

する。

- 1、道州制、知事官選に反対
 - 2、住民の自発的な意志による町村合併の促進と、新市町村育成のための財政措置を増額する。
 - 3、行政機構の簡素化、府県行政と市町村行政の連繫強化国の出先機関の早期統合整理
 - 4、民主的な教育と警察制度を育成する。
 - 5、町内会、部落会等の民主化をはかる。
 - 6、地方公務員の労働基本権の確保
- 二、地方政府の刷新と汚職の一掃を行なう**
- 1、宴会政治の一掃、陳情政治の廃止、土木請負制の弊害除去と入札制の厳正実施、首長、議員の公私混同による財政びん乱の防止、汚職議員の一掃
 - 2、地方議会の民主化
- 委員会の公開と議長の交替制の廃止を行なう。予算特別委員会の設置
- 三、監査制度の強化。決算審議の重視**
- 三、地方財政を確立し、住民負担を軽減する**
- 1、地方税の減税—低額所得者に対する減税と大資本に対する徴税の強化
 - 2、交付税率の引上げによる地方財源の強化
 - 3、再建団体に対する中央干渉の排除
 - 4、地方債の元利償還の軽減と利率の引下げ
 - 5、PTA会費、部落会費等税外負担の抑制
- 四、住民福祉の向上をめざす地方自治行政を推進する**
- 1、産業の適正配置と地方産業の発展をはかり、社会党政権の計画経済の基盤を培養する。
 - 2、都市と農村、市町村とその近隣町村及び府県との有機的な連繫のもとに、地方開発を促進する。
 - 3、都道府県政は、社会福祉の向上と産業の振興特に地方産業の育成助長。市町村政は、農林水産業と中小企業の育成、社会福祉の向上、失業及び住宅難の解消に重点をおく。

4、党の農林漁業、中小企業、社会保障、教育労働、財政、地域経済開発の政策を自治行政に実現する。

二、具体的な政策

(一) 中央

一、反動的中央集権化に反対し、地方自治を守る

- 1、新市町村建設の促進
 - (1) 新市町村育成のために十分な財政措置を行なう。
 - (2) 未合併町村に対する、天降り的強制合併を阻止する。
 - (3) 合併実績を再検討し、基礎的自治体の規模適正化と事務の再配分を行なう。
- 2、道州制、知事官選に反対する。
- (1) 知事官選に反対する。
 - (2) 府県の統合、知事の官選、道州制は、地方政府に対する中央統制を強め、更に機構を複雑化、非能率化する危険があるから反対。
- 二、地方財政を強化し、住民負担を軽減する**
- 1、地方税改正に関する党の態度
 - (1) 個人に対する住民税の均等割の引き下げ、各種控除額の引き上げ（専従者控除、配偶者控除、給与所得控除）で軽減する。
 - (2) 市町村民税個人所得割の税率を準拠税率に近づける。
 - (3) 大法人に対する住民税を引き上げる。
- 2、事業税の軽減
- (1) 個人事業税は、事業主控除を三〇万円（現行二〇万円）にする。
 - (2) 事業専従者控除を白色申告について七万円（現行五万円）とする。
 - (3) 法人事業税は、
- (一) 特別法人の標準税率を所得のうち年五〇万円以下の金額の百分の六（現行百分の七）五〇万円をこ

- える金額および清算所得の百分の七（現行百分の八）とする。
- (2) その他の法人は所得のうち年五十万円を超える年百万円以下の金額百分の七（現行百分の八）、所得のうち年百万円を超える年二百万円以下の金額百分の九（現行百分の十）、所得のうち年二百万円を超える年二百万円を超える年百万円以下の金額百分の十二（現行百分の十二）、所得のうち五百萬円を超える金額および清算所得の百分の十三（現行百分の十二）、所得のうち五百萬円を超える金額および清算所得の百分の十三（現行百分の十）。
- 3、娛樂施設利用税
- ゴルフ場等の利用税を一、〇〇〇円に引上げる（現行四〇〇円）。都道府県は、徵収額の半額をゴルフ場所在市町村に交付する。
- 4、固定資産税
- (1) 課税価格の評価を公正にするため、評価の査定が三年毎に行なわれるのを必要に応じ短縮する。
- (2) 田畠に対する課税標準は、価格の「三分の二」額とする。
- (3) ゴルフ場の芝、庭園等の休閑地に対しては、制限税率を七%（現行二・一）に引き上げる。
- (4) 大企業、大産業に対する課税標準の特例をやめ、さし当り二〇%復元して課税する。
- (5) 市町村の固定資産評価制度を民主化、強化する。
- 5、電気ガス税
- (1) 非課税とされている品目に関する使用される電気料に対し、当面、税率百%の二の電気ガス税を課す。
- (2) 一ヶ月料金三〇〇円の基礎控除を設ける（現行は免税点三〇〇円）。
- (3) 市町村長の指定する街燈に使用する電気については、電気税を課さないものとする（同時に街燈に対する電気料金の引下げを行なう）。
- 6、消防施設税（目的税）の創設
- (1) 道府県は市町村における消防の費用に充てる財源を交付する消防施設税を設ける。
- (2) 納税義務者は民営損害保険会社とし、その都府県内の収入火災保険料を標準とし、税率は百分の三とする。
- (3) 徵収方法は申告納付の方法によるものとする。
- (4) 農業共済、火災共済などの共済事業を除外する。
- (5) 道府県が市町村に配分交付する方法は市町村の人口、家屋床面積などを基準として別に命令に定める。
- (6) 地方財政の充実をはかる。
- 7、法定外普通税の整理を行なう。
- 8、国税、地方税を通ずる税源の再分配の根本的改正を行なう。
- 9、交付税率を百分の三〇に引上げる。（現行二八・八%）
- 10、後進地域開発に伴う公共事業に対する国庫補助金の大幅増額。（市町村についても検討）
- 11、地方財政再建特別措置法の改正
- 12、再建団体に対する中央干渉を排除することともに自主再建団体に対しても赤字融資の途を開く。
- 13、地方の既往債の元利償還の軽減と利率の引下げ措置を講ずるとともに、今後の地方債については、公募債を減少して政府資金の枠を拡大し、その利子を三分五厘（現行六分五厘）に引下げ、償還年限を大幅に（現在の二倍まで）延伸する。
- 14、地方団体の事業財源の確保
- (1) 国庫補助事業の補助単価及び国庫負担率を引上げ地方負担の財源を確保する。
- (2) 公営企業債の拡大により公営企業経理を改善する（料金値上げは極力避ける）。

- (2) 公営企業金融公庫を拡充し、上下水道、交通、住宅、港湾、屠場、公寓質屋などの公共融資を強化する。
- 7、国民健康保険に対する補助引上げと国民年金事務費に対する国庫負担額の増額を行なう。

国民健康事業の療養給付補助率を二割五分から三割に引上げる。

三、地方公務員の生活の保障

- 1、国家公務員にくらべ、とくに低い市町村公務員の給与格差の是正を推進する。

- 2、昇給昇格の停止または延伸に反対し、昇格の財源の確保と完全実施を推進する。

三、警察民主化をはかる

- 1、都道府県警察費のうち国費支弁分を廃止し道府県とする。現在は、国費支弁という名目のもとに国の機密費として使用されている。

- 2、警察官増員に反対し、警察予備隊を減員して他に配置転換せしめる。警察官の勤務待遇条件を改善させる。

四、消防の常備化、近代化をはかる

- 1、消防の近代化を促進する

- (1) 消防施設の充実、住宅の不燃化、防火建築の整備の財源は損保会社の資金の活用、政府資金の増額により増額する。

- (2) 地方消防においても、常備消防の大と消防団の整備に重点を置き、常備施設のために補助を行なう。現行の総花式ポンプ資金補助を再検討する。
- (3) 府県知事の市町村消防に対する運営管理権に反対する。ただし、危険物取締については府県段階に技術者を置き知事の監督権を認める。
- (4) 裏日本等地理気象的に大火の危険のある中小都市には上水道の整備、消防施設の強化等重点施策を推進する。

- 五、工場配置法の立法化と地方産業の育成、大都市工場新設集中の規制並置

- 六、寄附金募集規制法の制定と街路燈整備促進

進法の制定、公租公課以外に寄附金が増加し住民負担を増大させている。東京都その他一部の都市の例に準じ市町村は条例により寄附金の調整をなし得るようにする。

(二) 地方

一、財政

- 1、町村大衆を対象とする税の軽減を図るとともに、町村の財源を確保するため、税体系の改正を行なう。—具体案は地方税の項参照—

- 2、町村事務上の冗費を削減し、寄附金、負担金等税外負担の激増を喰いとめ、町村民の負担を軽減して必要経費を充足する。

- 3、賃金ペースの引上げ等による給与の増額、行政事務分担、国の施策に基く事業等による地方費の増加その他の財源については、補給金によりこれを確保する。

- 4、義務教育費、災害復旧費の大幅の国庫負担の実施につとめる。

- 5、交付税の増額を要求し、地方公共事業および公企業の充実を計る。

- 6、国の委託事務（統計、報告）等に対する国庫の財政措置

二、経済

1 商工

- (1) 近隣都市の農業その他生産物の需要度、及び品種目等を検討し、産業に計画性を与える。

- (2) 産業振興及び工場誘致により、雇用量を増大する。

- (3) 協同組合や企業組合—特に中小企業—の組織化と、経営方法の合理化。生産設備の近代化を促進する。
- そのための助成措置

- (4) 郷土の伝統的工芸等、特殊産業を育成助長し、その販路開発の宣伝を強化する。

- (5) 中小企業のための予託金を増額する。

2 農林漁業

- (1) 農業生産物の実情に添う生産計画と、適地適作主義のための土質の検査及び作物の選定指導を行なう。
- (2) 農道の整備及び機械化による技術の導入と作業能率の上昇により、余剰労働時間を計画的に利用するための研究指導を行なう。
- (3) 種苗の共同育成により、品種の改良、及び品位保持を図る。
- (4) 協同組合、企業組合等を積極的に育成し、特に生産物の加工、販路を開拓する。
- (5) 粪尿の処理ならびに利用を合理化する。
- (6) 有畜農家の育成につとめる。
- (7) 農林漁業金融を改善する。
- (8) 土地改良事業の推進と、費用の国庫負担の増額を要求する。
- (9) 農地の転用の抑制と不当接收の解除を要求する。
- 3、建設**
- (1) 総合開発計画の樹立を援助推進する。
- (2) 災害防止のためにも、治山治水を計画的に推進し林道の開発及び植林と伐採の計画制と伐採の計画制を確立する。
- (3) 道路の整備を促進する。
- (4) 砂防円堤工事の実施を促進し、砂丘河川の荒廃を防止する。
- (5) 災害復旧工事の完成を促進し、そのため国庫負担金の増額を要求する。
- 4、労働**
- (1) 職業補導技能養成、娯楽のための公営施設—図書館、体育館、総合運動場等一を建設し勤労者による民主的運営を図る。
- (2) 潜在失業農民その他のための職業補導施設を充実する。
- (3) 緊急失業対策事業に対する資材費の補助率の引き上げ。
- (4) 勤労者の福利増進のための労働金庫の育成を図る。
- (5) 融資その他の手段により、生活協
- 5、教育**
- (1) 同組合等を育成助長する。
- (2) 六三三制の完全実施（施設費の国庫負担額、危険校舎、中学校舎の建築を計る。）と、学校給食の全額国庫負担の実施を図る。
- (3) 義務教育施設整備の地方負担分の全額起債の承認。
- (4) 義務教育の実施と教員の健康保持のための改善と、僻地における定員の確保に努める。
- (5) 社会教育、とくに家庭婦人や農村婦人の社会教育を拡充する。
- (6) 公民館、図書館を設置する。
- (7) 勤労青年のための定期制高校を充実する。
- (8) P・T・A負担を軽減し、公費負担を増額する。
- 6、消防**
- (1) 消防の常備、近代化をはかる。
- (2) 防火用水量を確保する。
- (3) 火災の発見及び報知施設を充実する。
- 7、社会保障**
- (1) 厚生
- (一) 生活保護事業、児童福祉事業の改善、充実を図る。
- (二) 託児所、子供図書館、母子寮、各種社会施設の拡充強化を図る。
- (三) 遺家族、未亡人及び生活困窮者に対する内職旋轉授産事業を拡充する。
- (四) 国民健康保険給付額の引き上げ、その運営のための財政援助を行なう。事務費の全額国庫負担。
- (五) 働く者のため、産児制限の普及徹底をはかり、その指導施設をつくる。
- (六) 国民年金事務費の全額国庫負担。
- (七) 公益質屋の貸付資金を増額する。
- (八) 公営婚儀の普及、公営葬儀の扩充を図る。

(一) 妊娠調節を指導する。

(二) 無医村を解消し、巡回診療を行なう。

(三) 保険衛生のサービス・センターとしての、保険所、診療所の増設、

内容充実と民主的運営を援助す

る。

(四) 市営糞尿汲取りの実施、ゴミ取り回数の増加、鼠、ハエ、ノミ等の絶滅をはかる。

(五) 簡易水道の普及及び促進を図る、そのため起債枠の拡大、利率の引き下げ、償還期限の延伸。

二、都市政策

一、財政

1、地方自治強化のため、国税地方税に関する税体系を完成し、市税収入を安定させると共に大衆課税の軽減をはかる。—具体案は「地方税」の項参照—

2、地方起債における、官僚的統制に対する。

3、法令による委任事務については、國家に充分な裏付けを行わせる。

4、徴税の方式を適正にして、特に申告納税については申告者の「納得のゆく納税」の実現をはかる。—青色申告の記載方法をより簡単にして、申告し易くする等—

5、義務教育費、災害復旧費の大額国庫負担の実施につとめる。差し当り、一般財源と義務教育国庫負担金の増額に努める。

6、接待、贈答等の経費を徹底的に削減する。

二、経済

1、商工

(1) 経営の改善と合理化、並びに設備の近代化と技術的高度化を図る。

(2) 産業振興並びに工場誘致により、雇用量を増大する。

(3) 地場資金の地場活用を目標とする金融の改善を行なう。

(4) 内外販売開拓のための宣伝を強化する。

三、建設

1、建設

(1) 都市計画事業を推進する。

(2) 災害防止に対する根本対策の樹立とその推進をはかる。

(3) 道路の整備を促進する。

(4) 街燈を整備し、街の明朗化をはかる。

(5) 建築物の防災事業を拡充する。

(6) 小罐地児童公園を整備拡充する。

(7) 土地に対する起債枠の設定。

2、上下水道

(1) 水道基本計画を市民完全給水をめざして策定し、管理者をしてこの計

画実施の責任を負わしめる。簡易水道事業に対する市負担分の全額起債の承認。

(2) 貧困家庭の水道工事割引き、器具の無料取替えを実施する。

(3) 上下水道、側溝の完全実施ならびに都市水利事業の推進による保健衛生都市を建設する。

特に下水道事業に対する国庫負担の増額、地方負担額の全額起債承

(5) 各種事業協同組合、保険協同組合、企業組合等の組織化を推進する。

(6) 中小企業の振興および金融のため預託金の増額、その他の財政措置を講ずる。

2、農林漁業

(1) 農産物市場を整備する。

(2) 農道の整備改善を促進する。

(3) 畜糞尿の処理ならびに利用を合理化する。

(4) 農地と住宅区域との調整を図る。

(5) 供給制度を合理的に運営する。

(6) 農業改良普及事業を強化する。

(7) 協同組合の育成に努める。

(8) 有畜農家の育成を図る。

(9) 土地改良事業を推進する。

(10) 病虫害予防事業を拡充する。

(11) 農林漁業金融を改善する。

(12) 農地の転用の抑制と不当接収の解除を要求する。

四、災害
認。

- 1、復旧は全額国庫負担により、三ヵ年内に完成するよう努める。
- 2、現状復旧にとらわれず、災害防止に万全を期し得られるよう計画する。海岸行政の一本化を要求する。
- 3、罹災者の救援並びに生活の再建に十分な措置を講じうるよう災害救助法の改正等に積極的な努力を払う。
- 4、低廉な住宅を大量供給するため、予算の増額、高率補助の適用、起債充当額の引上げ、公営住宅と耐火分譲住宅の建設を促進する。
- 5、住宅を不燃住宅の建築を徹底化する。
- 6、住宅の集団化と高層を図る。
- 7、建築資材の量産と低廉化、ならびに工法の合理化に努める。

六、労働

- 1、失業対策事業については、できる限り就労者数と日数を増加し、失業者の最低生活確保を図るとともに、資材費の国庫補助の増額を要求し、各種建設事業の総合的計画の下に就労せしめ經濟効果を確立できるよう措置をする。
- 2、現行日雇労働者健康保険法の欠陥を除去し労働者の実情に適するよう、その改正を促進する。
- 3、労働組合の健全な発展を図るため、労働者のための教育機関と福利施設を拡充強化し、その機関の労働者による民主的運営を促進する。
- 4、職業補導施設を充実する。
- 5、労働者の福利増進のための労働金庫の育成を図る。

七、教育

- 1、六三三制の完全実施、施設の整備拡充と、学校給食の全額国庫負担の実施を目標とする。
- 2、義務教育の充実と、教員の健康保持の確保に努める。

3、勤労青少年のための夜間高校の充実と、夜間大学の設置を促進する。

4、私学の振興を図る。

5、社会教育、とくに家庭婦人や農村婦人の社会教育を拡充する。

6、図書館、公民館の建設を図る。

八、消防

- 1、消防の常備化、近代化を図る。
- 2、消防職員の給与の合理化、厚生施設の充実、教養の向上を図る。
- 3、防火用水量を確保する。
- 4、火災報知器を充実する。

九、社会保障

- 1、厚生
 - (1) 生活保護事業、児童福祉事業の改善、充実を図る。
 - (2) 託児所、保育所、子供図書館、養老院、母子寮、無料宿泊所、各種社会施設の拡充強化を図る。
 - (3) 遺家族、未亡人および生活困窮者に対する内職斡旋授産事業を拡充する。
 - (4) 遺家族引揚者、留守家族の援護に万全を期する。
 - (5) 国民健康保険の運営を強力ならしめる措置をとる。
- 2、身体障害者福祉事業を強化する。
- 3、働く者のため、産児制限の普及徹底をはかり、その指導施設をつくる。
- 4、結核予防法、精神衛生法の完全実施、措置入院者に対する財政措置の実施。
- 5、国民年金事務費の全額国庫負担。公益質屋の貸付資金を増額する。
- 6、公営婚儀の普及、公営葬儀の拡充を図る。

減に努め、義務検診制度実施、療養所拡充を行なう。

(2) 保険衛生のサービス・センターと

して、保健所、療養所の増設、及び

内容充実と民主的運営を図る。

小児マヒの予防接種に対する全額

国庫負担を実現すること。

(3) 生活困窮者に対する医療の改善を

図る。

(4) 公害防止対策を確立すること。

(5) 市営糞尿汲取りの完全実施、ゴミ

取り回数の増加、鼠、ノミ、ハエ等

の絶滅をはかる。

し尿塵芥処理施設の整備のため国

庫補助額並びに起債枠の拡大、じん

芥処理も国庫補助の対象にする。

一〇、交 通

1、交通の公営化をはかる。

2、交通基本計画の年次計画を精密に策

定し、必要に応じ、交通調整を行ない、管理者をしてこの計画実施の責任を負

わせる。

3、通勤時における大幅増車を図る。

4、工場街、近郊農村へのバス路線を延長する。

5、バスから電車への乗継ぎ制を実施する。

6、団体名義の定期乗車券を発行する。

三、都道府県政策

一、財政及び税制

1、自主的財源を確保し、冗費を削減して、府県民の負担を軽減し、必要経費を充足する。

2、義務教育の全額国庫負担の完全実施を要求する。

3、交付税の増額を要求し、地方起債の充実を図る。

4、交際費、食糧費等の経費を徹底的に削減すると共に、各種の強制的寄附は廃止する。

5、賃金ベースの引上げ等による給与の増額、行政事務分担、国の施策に基く事業等による地方費の増加の財源につ

いては補給金その他によりこれを確保する。

6、労働大衆の税負担を軽減する。

7、個人事業税等の課税額等に対する査定は、実態に即した方法により、生活を圧迫せざるように努める。

8、課税及び徴税の方式を適正にし、納得のゆく納税の実現を期する。

9、果樹税家畜税等大衆負担になる法定外普通税は、整理し、都市の空間地税、庭園税を検討する。

10、勤労大衆の税負担を軽減する。

11、個人事業税等の課税額等に対する査定は、実態に即した方法により、生活

を圧迫せざるように努める。

12、協同組合―特に中小企業の一組織化を促進し、経営方法を合理的なものにする。

13、産業の振興と工場誘致により、雇用量を増大する。

14、金融の斡旋と近代化および技術の改善導入を援助する。

15、郷土の伝統的工芸等、特殊産業を育成助長し、その販路を開拓する。

16、工業試験所の設置を増強し、商工会議所等の民主的運営を図る。

17、郷土の特色を生かした観光事業を助長する。

18、中小企業振興のための預託金を増額する。

三、労 動

1、労働者用住宅を建設する。

2、日雇労働者の就労日数を二五日とする(現行二一日)

3、日雇労働者の健康保険を改革する。

4、融資その他の手段により生活協同組合策を育成助長する。

5、職業補導技能養成娯楽のための公営施設―図書館、体育館及び総合運動場―等を建設する。

6、労働組合金庫の拡充強化を行う。

7、労働会館を建設普及し、自主的な労働者教育を援助する。

四、國土開発と農林漁業

1、総合開発計画の樹立を援助推進す

- 2、治山治水を計画的に推進し、林道の開発及び植林と伐採の計画を確立し、苗木の生産を確保し、その購入を旋ずる。
- 3、砂防円堤工事の実施を促進して砂丘河川の荒廃を防止する。
- 4、土地改良事業の推進と、費用の国庫負担の増額を要求する（農地の開拓、採草地の整理、酪農振興等を入れる）農道を補修する。
- 5、災害復旧工事の完成の促進と、国庫負担金の増額を要求する。
- 6、道路の整備、公園、遊園地、緑地の整備拡充を図る。
- 7、農地改革の徹底と、農地の確保、農地の交換分合を促進する。
- 8、農地試験所及び特産指導所の増設と農家経営の合理化促進、有畜農業の奨励を援助する。
- 9、特殊農産物の増産を奨励しその販路拡張を図る。
- 10、農業協同組合の育成及び農村工業協同組合の育成助長により、農業生産物を協同加工及び処理する。
- 11、供米を合理的に運搬し病虫害の予防と駆除、及び農事普及員の民主的運営を図る。
- 12、水産資源を保護培養する。
- 13、農林水産業に対する生産資金、及び長期金融を確保する。
- 14、漁業協同組合連合会等の共同出荷及び販売と加工を育成助長する。
- 15、漁港の改築、施設の拡充、漁網漁具等の資材斡旋を図る。
- 五、文教
- 1、六三三制の完全実施と、教員の適正定員を確保する。
 - 2、高校増設を計り、完全就学を保障すること。
 - 3、勤労者のための定時制高校を充実し、夜間大学の設置を促進する。
 - 4、私学及び特殊教育等援助育成する。

2、治山治水を計画的に推進し、林道の開発及び植林と伐採の計画を確立し、苗木の生産を確保し、その購入を旋ずる。

3、砂防円堤工事の実施を促進して砂丘河川の荒廃を防止する。

4、土地改良事業の推進と、費用の国庫負担の増額を要求する（農地の開拓、採草地の整理、酪農振興等を入れる）農道を補修する。

5、災害復旧工事の完成の促進と、国庫負担金の増額を要求する。

6、道路の整備、公園、遊園地、緑地の整備拡充を図る。

7、農地改革の徹底と、農地の確保、農地の交換分合を促進する。

8、農地試験所及び特産指導所の増設と農家経営の合理化促進、有畜農業の奨励を援助する。

9、特殊農産物の増産を奨励しその販路拡張を図る。

10、農業協同組合の育成及び農村工業協同組合の育成助長により、農業生産物を協同加工及び処理する。

11、供米を合理的に運搬し病虫害の予防と駆除、及び農事普及員の民主的運営を図る。

12、水産資源を保護培養する。

13、農林水産業に対する生産資金、及び長期金融を確保する。

14、漁業協同組合連合会等の共同出荷及び販売と加工を育成助長する。

15、漁港の改築、施設の拡充、漁網漁具等の資材斡旋を図る。

附

5、市町村の図書館、公民館設置を援助育成する。

6、社会保障

1、厚生

(1) 緊急失業対策費の増額と恒久的公共事業の実施。

(2) 勤労婦人のための託児所、保育所、母子寮等を建設する。

(3) 生活困窮者への内職の斡旋事業を拡充する。

(4) 生活保護事業と児童福祉事業を改善し、無料宿泊所を設置する。

(5) 国民健康保険を拡充し、その運営のための財政援助を行なう。

(6) 結核予防のための診療所を増設し、病床を増加し療養所及び保険所を拡充する。

(7) 公営住宅を増築し、建築資金を積極的に融資する。

2、衛生

(1) 妊娠調節を指導する。

(2) 無医村を解消し、巡回診療を行なう。

(3) 簡易水道の普及促進を指導および援助する。

(4) 鼠賀昆虫—ハエ—カノミーの絶滅を図る。

(5) トラホーム等各種伝染予防のための薬品の配布と検診制度を実施する。

- 1、国民年金法の改善と国民健康保険料の引上げに反対するたたかい。
- 2、寄附金、P.T.A会費等の税外負担を解消させるたたかい。
- 3、街路燈の増設を推進し町を明るくするたたかい。
- 4、共同募金を廃し公費負担に切り替えるたたかい。
- 5、公共料金の値上げに反対するたたかい。
- 6、未開発地域の建設事業の国庫負担の引きあげたたかい。
- 7、地方税制の改革、地方財源の強化、国

の予算と財政投融資に対する要求のたたかい。

8、未解放部落及び零細農漁村、山村にお

ける生活環境改善のための要求のたたかい。

二、地方政治活動のプログラム

(一) 自治体の実態調査活動と関連して

従来における社会党も地区労も、日常的な地方政治活動は、地域的には活発に行なわれていたところはあったが、大部分の地区は微々たるものであった。

それは、党员は少ないし、地方議員も少ない、その上地方政治に対する能力も不足し、ひまもない、というのが大きな理由であった。しかし、ひまがなくてもやれる運動がある。

こういう地道な運動をやっているうちに、革新勢力の中から地方政治活動の専門家がうまれてくるであろう。地域活動がスローガン闘争にとどまっている段階では地方自治を守る勢力ひいては民主政治を擁護する勢力は成長しないし、増強しないであろう。

第一段階の運動

- (1) 市の予算書、決算書無料交付要求運動
- (2) 財政事情説明書発行要求運動
- (3) 市勢要覽無料交付要求運動
- (4) 監査委員の審査報告書無料交付要求運動
- (5) 議会速記録無料交付要求運動
- (6) 予算特別委員会速記録発行要求運動
- (7) 財政監査請求運動—財政税負担が公平かどうか、滞納の実態を明らかにするために行なう。
- (8) 広報紙の内容改善、充実要求運動
- (9) 市政に対する世論調査実施要求運動
- (10) 社会教育の内容充実要求運動—社会教育のテキストとして市財政分析書をつくらせる運動
- (11) 市長の行政報告書発行要求運動
- (12) 市費を負担している各種外廓団体の経理内容発表を要求する運動
- (13) 食糧費の内容公開要求運動
- (14) 市職員の採用の実態を公開させる要求運動
- (15) 市職員の採用の実態を公開させる要求運動
- (16) 市職員組合は勇気づけられる。選挙のときにどの職務を明らかにする。選挙のときにどの職務を明らかにする。

員が誰のために動くかを知るため、市職員組合の内部をかく乱しようとする職員の動きを封ずるため。

- (15) 部課長の経歴、給与、住宅、出張状況などを公開させる運動、職員の出張状況公開要求運動、陳情のため上京した職員の帰郷報告書公開要求運動、交際費月別件別金額公開要求運動、大口契約者の氏名公開要求運動、消耗品、備品など小口の購買先を開させる運動。
- (16) その他の

これらのさまざまなお要求運動の方法としては、第一回は書類提出でよい。これらのあるものは直ちに要求が通るであろう。通らないものについては毎月一回とか一週間に一回とかいうふうに定期的に、繰返し、繰返し要求書を提出すればよい。そのためには各種の要求書をたくさん用意しておくことである。五回やつても十回やつても要求が通らないときは要求貫徹市民大会、大行進を行なうことである。これはひまと金が若干かかるであろう。それは第二段階の運動である。

この第一段階の運動のねらいは、第一に地方行政財政に関する調査を革新勢力みずからの方手でつくることができないから、市につくらせるという点にある。ひとと金の支出を節約するためである。第二にはこれらの各種の要求運動によって市理事者に圧力をかけることである。社会党、地区労が市政を不斷に監視しているのだとしたらることを保守系市長をはじめ、市職員に思いうことを保守系市長をはじめ、市職員に思ふくなる。特定の業者からのみ物を買うこともなくなる。特定の料理屋でのみ、宴会することもおかしなことをしなくなる。ひもつき人事もなくなる。市職員組合は勇気づけられる。

第三のねらいは、対市民への効果である。社

会党、地区労が地道な市政活動をはじめたことを市民が知つてくれれば、社会党や労組に対する誤れる恐怖心は徐々になくなっていくであろう。社会党や労働組合は農民や中小企業や、零細未組織労働者インテリ階層の信用を少しづつふやしてゆくであろう。社会党や労働組合は無茶なことばかりいでのではないということがわかれれば、保守党の悪宣伝にそのききめがなくなるであろう。社会党や労働組合が市政を監視しだした、市政の実態を市民に公開させる運動をはじめた、ということが全市民の間にひろがれば、市の支配階級は動搖しだすであろう。市の支配階級は市政の実態を市民の前に公開せよという要求を不法なりとしてことわるわけにはゆかないものである。

現在、多くの市民は一部のボスに経済的に支配されているために、あるいは義理人情にからまれて、保守党に属するこれらのボス達に投票している。これらの市民が直ちに社会党支持者にかわることはないにしても、今までのよう無条件にボスに投票することが損だということをさとるであろう。

このように、多くの市民を自覚させただけでも効果は大きい。保守系のボス達が市民の無知を悪用できなくなるだけでもはかり知れない効果がある。これらの市民がめざめて、保守系の市会議員や市長に対して、遠慮せずに各種の要求をだすようにすれば、市会議員や市長は、今までのようにその場限りのいいのがれをするわけにはいかなくなる。地方自治体の権力を維持するには金が一層かかるようになる。東京に陳情にゆくにも、いのちがけになるということにもなりかねない。保守系市長も、政府の側でではなくて、多くの要求をおしだした市民の側にたたざるをえなくなる。

かくして、地方自治体は独占資本の支配体制の一環としての役割を失いだす。独占資本の支配体制をくずす役割を果しこじめる。地方自治体は反住民的な機能から住民的なものにかわるわけである、変わらせることが地方自治を守る勢力の運動の目標なのである。これは一朝一夕ではできない。気ながにねばり強く運動を続けてゆくことが何より大切である。

第二段階の運動

第一段階の運動はどこの弱小地方社会党もどちらにかかってもできるものである。今度は金はかかるが、ひとと労力のいる運動についてのべよう。

(1) 予算書、決算書、財政事情説明書、行政報告書等の検討

市から無料でもらった各種資料をテキストにして研究会を開くというのが、第二段階の運動であり、金はかかるが、ひとと労力のいる運動である。定期的にひらくことがむずかしければ、議会開会前でもよい。市政対策委員会という組織をつくってこの会のメンバーだけでも集って研究すればよい。各種資料を検討すれば多くの疑問がでてくるであろう。その際、党の「自治体の実態調査のための指針」を充分に活用してもらいたい。

予算書を検討してゆけば、明らかにしなければならない問題は山ほどでてくるそれらを市会議員を通して明らかにしてゆく。その結果を発表するため市政批判大会を開く。特別に大会を開くには金がかかるが、社会党支部や地区労の年中行事の一環に組入れるようすればよいであろう。

市政批判大会や印刷物の配布は保守系市長にとっては一大脅威となるであろう。今や減税運動の段階からさらに進んで市政批判大会まで発展させるべきである。

(2) 議会傍聴運動

現在、地方社会党も、地区労も市議会傍聴の重要性を全く認識していないのではないのか。党員や組合員あるいはその家族を計画的に議会傍聴に動員しようとしている。

これでは革新議員の勤務評定はできない。革新議員にとってもはり合いがない。圧力がないからつい怠けるという議員も出てくる可能性がある。勤務評定ができないと、次回の立候補決定の時に党内対立が生じないともかぎらない。これを回避するには議会傍聴による議員の勤務評定が必要である。議会傍聴の効果はそのほかいくらでもある。革新議員の対立、利己的な行動は生じないだろう。革新議員は勉強せざるをえなくなる。革新議員の理事者は追求はげしくなる。理事者は無責任な答弁ができなくなる。保守系議員もはり

きりだして与党市長を攻撃するような喜劇も演ぜられるであろう。部課長も勉強せざるをえなくなる。党や地区労は少なくとも三十人位の組合員やその家族を動員して、紅白のリボンでも胸につけさせて傍聴させれば、これは一大事となるであろう。傍聴者には予算をくばる位の準備をすれば、よけい効果がある。これは予算説明書の内容を充実させるにも役立つ。現在の予算説明書はきわめて不親切である。野党議員の追及によって、はじめ明らかになる問題が多い。あらかじめくわしい説明がついていれば無駄な質問はなくなる。

(3) 市勢要覧の内容を充実させる運動

現在の市勢要覧は外来者用としてつくられている。その中身は市によってまちだが一般的にいって貧弱である。第一段階で全家庭に市勢要覧を配布させる運動をおこし、第二段階でその内容を改善、充実させる運動をおこしたらどうだろうか。そのためには、市勢要覧研究会をひらかなければならない。市勢要覧をみたことのない党幹部、地区労幹部が多い現在では早急にこの研究会を開くことが大切である。この運動の効果は大きい。この運動は統計係に対する圧力となる。統計係は現在あまりバッとした職場だ。この職場の重要性を理事者に認識させることができれば、統計係に有能な職員を配置するようになるであろう。

また、統計係が市民のためでなく、政府のために仕事をさせられていることを市民は発見するであろう。また、統計係に資料を提供する各課、各係の職員に資料の整備の重要性を認識させるであろう。

(4) 市政綱領の作成運動

市政綱領をつくるには労力がいるが金はかかる。市政綱領を大量に印刷して市民に配布するのは選挙前にしかできないであろう。その作成にあたっては、市職組の力を借りることも大切なことである。党員や地区労

の幹部や、市会議員だけではなく市職組の協力を得ることである。市職組の執行部には保守党市長派もある。市政懇談会とか市政研究会をつくって、その中に市職員の有志を入れるようにすればよいであろう。

革新市政綱領には市職員対策がたいていぬけていている。この点は今後十分注意する必要がある。

自民党市政と革新市政の違いはどこにあるかを具体的に書く必要がある。革新市長がでても、直ちにすべての要求をみたせないこともはつきりと書いておかねばなるまい。

第三段階の運動（労力と金のかかる運動）

これにはいくらでもしなければならない運動があるだろうが、どの地方社会党も財政難で苦しんでいるから、当分この運動にはふれないでおいてもよいであろう。

ここでは一つだけとりあげておく。それは社会党政相談所の開設である。

市政相談員として市会議員を専従させればよいのだがそれには手当をださなければならぬ。

市会議員は手当だけでは生活できないから、その不足分を補充してやるわけである。無職の市会議員がいなければ専従相談員をおくことはできないので、現在はむずかしいであろう。

そうなると、非専従の相談員ということになると、市会議員に相当部門をきめさせて、相談に応ずる体制を作ることを考慮できるであろう。革新市会議員に対する市民の期待は高まってきているから、市政相談所の設置は大きな効果をあげるであろう。

議員は市政相談員になることによって、日常生活をすることになる。そこで、議会での質問事項をみつけることができる。市民の要求がどこにあるかを知ることができる。

(二) 社会党首長下における党の方針

一、社会党首長の意義

今日の日本は、国の権力と経済の体制が独占資本に握られている。このような国の体制のなかでは、いわゆる自治体といわれる府県や市町村は、基本的に国の権力機構としての性格をもたされている。従って、自治体には国の計画や施策が一方的に義務づけとなつて現われ、独自動的に行ないうる地方行政や財政への圧縮政策となつて、具体化されている。

このような性格をもつた自治体の中で社会党の首長は、仕事をしなければならない。地方自治体は「解放地区」とはなりえないものである。権力と財政を資本家階級にぎられた狭い範囲の活動が可能である。

このことを忘れて、社会党首長に可能な限度をこえた要求を提出すると、社会党首長の土台は崩壊する。社会党首長にできない要求を提出すれば、この結果は、それを反古にせざるを得ないはめに追いつめられることになる。このようにして苦しくなれば、社会党首長は革新対保守の自治体の対決からのがれて、中立の立場をとるか、革新の要求に押されて、保守に助けを求めるようになる。ついには、社会党首長が、脱党して無所属となり、さらには、自民党に入ってしまうということになりかねない。

社会党首長の使命は、その自治体に社会主義革命をおこすことではない。その自治体を許される範囲内で最高度に民主主義化することである。新憲法では、地方住民の生活を守り、その民主的要求を実現していく民主的な行政的な機能を与えている。この機能はもちろん、資本主義体制そのものをくつがえす力をもつものではない。資本主義体制の中で、労働者階級や中小企業者や農民の社会生活の条件をよくするといふことでしかない。だから社会主義そのものの実現ではない。だが、社会党首長の政策は、許容された範囲の内での僅かな仕事であるとしても、働く人たち、婦人や子供たちのために、なさなければならぬ山積みされた任務のまえに立たされている。社会党首長が、このような任務に献身するならば、社会党という社会主義政党が、広汎な諸階層と市政を通じて共闘することになる。

社会党首長が、自からの県、市、町、村政を通じて、自治体の働く人びとの心をとらえ、民主的な住民組織を作りあげたり、地区労や党組織が地域住民の中に信頼を植えつけることによつて、国民の民主主義的な生活をおびやかす支配階級の抑圧に抵抗する土台が自らできることになる。

従つて、社会党首長の任務は、自治体を社会主义の解放区にすることではない。許容量のぎりぎりまで民主主義を確立することである。民主主義的準備がつまる程、社会主義への道はスムースである。また民主主義的な準備を積む過程は、支配階級の抵抗を排除しながら進む闘いの道である。

この意味では、社会党県、市、町、村政は、それぞれを通じて行なう広汎な中間層との共闘である。その時とその所でわれわれの前にある客観的条件を考えながら進む闘いの場であり、われわれは県、市、町、村政を通じて、徐々に前進する。

一、首長と党との関係

(1) 住民に対して責任をもつこと

首長は住民の福祉に対して、その自治体において責任をもたなければならない。住民の福祉は最終的には、社会主義社会の建設によって、もたらされる。現在の地方自治体では、日常生活上の不満をもち支配階級の抑圧によっておびやかされている。この不満の解決にのりだし、住民は支配者の抑圧に首長が闘うことが、住民に対して責任をもつということである。

(2) 党に対しても責任をもつこと

首長は住民によって選ばれたものとはいえるの綱領、政策に基いて、住民の支援を得たものである。したがつて党員としての一般的な権利、義務を忠実に果さなければならない。県、市、町、村政の担当者として行政を行なう場合に、常に自己の市政方針を支部の会議にかけ、支部の承認の下に党の政策として実行しなければならない。

(3) 党は首長に對し責任をもつこと

社会党の首長を選出したその自治体の党は、県、市、町、村政について、首長に任せ放しにすることは許されない。首長は、地域利害、階層の立場に立たれてはならない。

層別利害、赤字対策に悩まされている。また、自治体労働組合の要求をつきつけられ、この解決にも一割自治の中で苦しめられている。一割自治の中では、われわれは、自治体の実情を明確にし、緩急の度合を考えつつ、住民の要求を解決していかなければならぬその先頭に党組織が立ち、地域で立案した党的自治体政策を知らしめ、その浸透をはかることによつて首長をバクアップすることである。

このさい、党員や、議員が自己の利益を優先させ、利権を漁り、又自己の選挙のための土木、建築を優先させることは許されない。

(4) 党と首長との結合

自治体で党的首長をもつことに成功したならば、党は、自治体問題のすべてを党的議員団と首長に任せることは、よくない。現実の党的実力からみて、支部組織が自治体問題にたいし、充分な指導力を發揮することはできないにしても、党全体で県、市、町、村政に当るという姿勢が要求される。

そのため

(1) 支部の決定には、首長並びに議員団は服するという党員としての基本原則を確立すること。

(2) 首長、議員団、支部執行委員会との結合を密にすること。

そのためには、企画室の中に党員を入れるとか、定期的な会合を三者の間に設け、意見の統一をはかる措置をすること。

(3) 社会党首長との連絡会議

A 社会党首長間の意見の調整、統一をはかるため、連絡会議を開く。

B 首長と党との間に意見の対立、さらに大衆団体との矛盾の克服には、最終的に本部に設けた自治体対策特別委員会で処理する。

三、社会党首長下における党的方針

首長が住民と結合していくには、市政のすべてを通じて行なわれるものである。その基礎

は、住民の利益を守ることが中心でなければならない。この守り方については、自治体の事情に応じて行なわれる他はない。

社会党の首長は、同時に住民との結合を、單

に物質的な利益の追求のみに終わらせてはならない。

少くとも、つぎの諸点について、社会党首長の立場を明らかにして、住民との結合を深めなければならない。

(1) 広報活動について

広報紙を通じて、住民の衛生思想、公共精神、政治意識をめざめさせ、高めさせる必要がある。とくに広報活動の効果は直ちに眼にみえる形で現われるものではない。忍耐強く住民の中に浸透させる努力が必要である。

社会党首長の出す広報紙には、つぎの点を考慮して編集する必要がある。

(1) 社会党の政策等を其の県、市、町、村で具体的に行なっている活動の報告に関連して住民に理解させること。

(2) 自治体の事業や活動の報告でも、とくに働く人たちの生活の向上と利益を守り伸ばす活動について重点的に詳細に報告すること。厚生、衛生、失業対策、中小企業対策、雇用の状況を明らかにすることである。

(3) 現状の財政状況では地方税の外に寄附金を絶対にとらないわけにゆかない。その場合、寄附金による事業の報告はとくに親切に詳細にすること。

(2) 広報紙を更に住民に親しまれるものとするため、例えば(A)広報紙の読後感の懸賞募集、(B)小、中高校生を対象とした広報紙展覧会、(C)投書欄を設け、採用者には記念品を贈る、(D)広報紙を各学校の教室に備えさせての努力をすることが必要である。

財政報告書についてはこれは地方自治法二四四条第十二項に定められているから義務的に出さない自治体はない。だが住民に実情を報らせ、住民自治の発展に役立てようと熱意を示すときには一片の形式に惰することは許されない。

そのためにはつぎの諸点に注意する必要がある。

(1) 財政事情説明書は(A)財政の動向(B)財政の方針だけが、文章によつて説明され、後の部分、たとえば、歳入、歳出の概況、公営企業の経理状況等について、数字を並べただけのなまの数字を提供して、こと足れり

(3)

- としているところが多い。分析がなされていないのである。親切に解説し、住民に親まれるようしなければならない。
- (口) 歳入に関しては住民の負担と県及び国の負担と各々いくらでいかなる割合で占めるかを一見して明かになるようすること。
- (ハ) 住民の負担が、各税目、各使用料、手数料等の金額で示されるばかりでなく住民の階層別業態別の各負担額其の一人当たり額其の比率等を明かにして労働者、農民、商工業者等がどのように行政に関与しているか、その程度を示すこと。
- (二) 歳出については市の行なう諸般の事業について単に其の経費の金額を示すだけではたりない。経費との関連に於てその事業との進み具合い、その効果完成の見通し等を示すこと。とくに国や県の補助や分担のある事業については其の金額比率を明かにすること。
- (ハ) 市営事業其の他の特別会計についても単に数字を示すだけでなく、民間の社会企業における事業報告、損益計算書、貸借対照表に準ずる報告をする。事業が黒字の場合には冗費の有無が検討できる程度に赤字の場合には原因対策を見出し得る程度の報告をすること。
- (ハ) 報告の重点は社会党の運動方針に則つて社会保障関係、労働関係、衛生関係等を重視的に説明して国や県の補助金負担金等を最高限度に活用していることを明かにすること。
- (ト) 交際費、食糧費等の政治的に使われやすい費目についても何に使われているかの大体を報告して県、市、町、村から暗い面を一掃し、明朗化すること。
- (チ) 社会党首長をだすにあたり、中心的な役割を果した地区労にさへ、財政報告書をだしていない所が多い。組合をはじめ大衆団体に配布し、積極的に住民に知らせること。自治体の財政状態で、住民にくまなく配布することが不可能な場合には、組合の機関紙等を通じて、それぞれの自治体での行財政を住民に熟知させること。
- 住民組織について

- 市街地の町内会と農村地帯の部落会(常会)及び実行組合等には、いわゆる保守派の基盤としての住民組織を形づくっている。これを突きくずして逆に住民共闘の拠点とするのが社会党首長の困難なる使命の一つである。突きくずさなければならぬのはこればかりではない。PTA商工会議所商工業協同組合連合会、土地改良区等には何れも一部の人たちによって運営され、保守的な役割りを果している。これらをつきくずすためには
- (イ) 労働組合地評及び各単産の協力を求めて市自身が秘書課や企画課を動員し地区毎の労働組合員名簿を作製準備すること。
- (ロ) 首長は部落会には可能なかぎり出席すること。部落会町内会が、社会党首長以前の古いしきたりで運営されていないかについて、とくに留意し、その場合にはあらためさせなければならない。
- (ハ) あらゆる会合に労働組合員(又は其の配偶者が)必ず出席するよう前記の労働組合員名簿によつて個々に勧誘奨励すること。
- (二) 党員や組合員が出席しただけでは一部の人たちの横暴を制止しがたいと思われる場合にはあらかじめその地区のあらゆる労働組合員又は其の家族を網羅した地区家族會議を開いて党員が指導し、思想統一を行なつておくこと。
- (ハ) 首長の出席した町内会その他の会及び地方自治の立場からうまくいった会議の模様を詳細に市の公報等で全住民に知らせるこ
- (4) 補助金負担金の獲得について
- (イ) 社会党首長には補助金や負担金をださないとよくいわれるが、地方交付税の交付を減らすことは第一に違法だということである。また事実上、そのようなことは行われていない。問題は主としてそれぞれの自治体の公共事業の事業認定を渋つたり要保護者数、失業者数をすくなくみたりする点にあるだろう。
- このような場合、住民に自民党政府の不公正なやりかたを示し訴えて逆に政府自民党を糾弾する機会として掴むべきである。
- (ロ) 住民は社会党首長のもとに政府の補助

金、負担金の得がたいことを恐れるよりも（これを恐れるものは地区のボスである）むしろ社会党首長が選舉で社会党を支持した地区と支持しなかった地区との間、社会党を支持する階層と支持しない階層との間に不公平な行政をやりはしないかと恐れている。社会党首長はこの民衆の杞憂を一掃することによって自民黨のデマを一掃する機会がある。

これらのデマは自民黨政府が不公平な政治をするであろうことを前提としている。社会党ではこれを逆用してわが党の正しいことを住民に理解させることができる。社会党首長にはそれをする任務がある。

四、議会対策

社会党首長のもとにおける与党は、例外なしに少数党である。したがつて首長は与党にのみ依存して行政を執行し得ない点に最大の悩みがある。

そのため、首長から提案する原案の通過成立を期するためには、多数党である野党的支持をも求めなければならなくなる。そのため多数党の支援を求めるに没頭して、与党との連携をゆるがせにすることがしばしばある。このようないことはもとより党員首長としての原則的な立場からはずれたものである。あくまでも与党を基盤とし、中心としてこの与党との緊密な提携のもとに野党対策を進めなければならない。いうまでもなく、少数与党に擁せられる首長に対するは、多数党の妨害は熾烈を極める。首長の提案はことごとく否決されることさえある。しかし、自治体行政はことごとく住民の日常生活に直結する問題のみである。したがつて、真に住民の福祉増進のための施策ならば、このような多数党の横暴は直ちに世論の批判を浴びることも必至である。だから、住民の福祉に直接影響する施策を摘出して、提案し、多数野党をして去就の判断に苦しましめることが必要である。もし野党が政略的理由からこれを否決した場合には、その実情を住民に訴えその理解と支持を求めるならば、野党内部に動搖をひきおこすことができる。そのうちの若干名は首長に近づこうとの態度を示していくものである。

五、地評、県評との関係はどうあるべきか、その他の大衆団体との關係について

さらに野党議員といつても首長の協力なしには、自己の選舉公約も果し得ないし、あるいは地域住民からの要望も実現させることのできない場合が多い。（その点、政策論争を主とする国会とかなり相違する。）そのため彼等は次第に首長への協力的立場を求めて来るのであるから、その機を逸せず、準与党にさせることが絶体に必要である。

これらの準与党会派の協力を得て、多数を制し得た場合は、純粹与党である社会党議員を努めて自重させる必要がある。例えば議会内の人事配置、あるいは個々具体的な事業の施行順位等については、準与党議員にこれを譲り、彼等に与党の有利性を感得させることが肝要である。純粹与党である社会党議員は政策面において社会党県、市、町、村政を推進するため、できるだけこれら準与党議員の理解と協力を求め、首長とともに党の政策を施政面に活かすことにより、幸にしてこれが実現を見るならば、それを以て満足させるよう配意すべきである。

社会党首長のもとにおける議会議員選挙は、社会党所属議員の進出を非常に有利にすることは、従来の幾多の経験の教えるところである。したがつて純粹与党議員は党の前進を徐々にかちとり、当面つとめて隱忍自重させるよう努めなければならない。

要は、社会党議員が首長を独占しているような印象を与えることを極力避け、むしろ準与党議員を首長に近づかせ、彼等をして首長の県、市、町、村政推進力のように自覚させることができることが必要である。さらに、彼等を準与党から漸次純粹与党に参加させるため、不斷の努力を継続すべきである。

- (1) 現在の保守党政権下において、又現在の社会構造の中において、地方自治体の首長が社会党の首長であっても、労働組合、又は進歩的大衆団体の指向する政策に一致させることは極めて困難が横たわっている。
しかし、社会党の首長が、保守党の政策にことごとく追随することは許されない。

それでは社会党の首長の価値はない。この対立する問題をどのように解決するかということである。

(2) この矛盾の解決を首長にだけ任せることは、首長の立場を苦しくするだけである。首長を選出した党が責任を負い、一切の解決にあたるべきである。

(1) 首長に対しては、労働団体或は大衆団体の方針なり又は具体的な闘争目標を理解せしむること。そのために党の組織を通じて、首長と労働団体又は大衆団体の間に立つて理解を深めるため定期的にまた問題のたびに会合を開くことである。そのさい党は首長に対し、助言を行ない、要すれば党の決定として機関の決議に服せしめることである。この場合、首長によっては党の助言を喜ばないものもある。とくに社会党の看板を利用して出た首長にはこの傾向が多い。これ等の首長に対しては党は忍耐強く常にその行動に注意をし、地評、県評その他大衆団体との接触をする場をつくり、市政を通ずる党活動により立派な社会主義者として成長させる義務がある。

このことは首長に対しては比較的やり易いが、党が労働団体又は大衆団体に働きかけるときは相当の反撥を覚悟せねばならない。党の指導性がとくに要求される。

(2) 党が労働団体又は大衆団体に働きかける場合は、その問題について充分検討し、又各々の組合、団体の内部の事情を熟知しなければならない。社会党首長下にある組合、団体で、社会党以外の革新政党の指導権の強い団体で多くの問題が出てきている。

このような場合、党は積極的に党の立場から、その団体の構成員に、問題の焦点をアッピールしなければならない。その問題が一般的な政治上のことであれば、党の立場だけで処理することはもちろんである。問題がその組合又は団体それ自身の経済的な闘争であるならば、その組合又は団体の構成員である。社会党の党員を通じて民主的方法をあやまらずにやることである。

六、自治体労組との関係はどうあるべきか。

(1) 自治体労組の場合も原則的には(1)地評、県評と異なるものではない。だが自治体労組の場合は、他の地評、県評傘下の組合とちがい、使用者と雇用者との関係におかれ。従つて、労使関係からすると対立関係にたたざるを得ない。

社会党の首長であろうともその労働者としての権利を行使する場合には、一般民間の組合におけるが如く、一経営者として対決することになる。だが一方社会党としては労働者の党として労働組合と協力関係にある。その党の首長と労働者と対立することは一見大きな矛盾であるよう見える。

(2) この矛盾をどう調和させ、解決するかといふことである。

共産党の諸君のこの場合の指導を見ると、とにかく革命新首長であるなら、組合の要求はすべて認めその実現のため組合と協力して反動政府に当たるべきであると主張する。勿論、問題によつては、それも妥当なことで從来そのようなケースもしばしばあつた。

しかし、貨上闘争の場合等において、その自治体の財政事情或は地方議会の社会党の勢力関係、又は、その事件が刑事的なものに発展した場合には、首長とその自治体労組との間に極めて深こくな対立が生ずる。

この場合、党の県連又は支部が指導性を發揮し党機関がそれぞれの地区における具体的な事情に応じて適切に処置しなければならない。従来わが党の地方議員(市会議員)が党を代表しているかの如き態度で介入したため問題が困難になった。その首長の属する地方議員の場合、首長の与党として行動するため、その行動が公正であつても、組合側から非難が入るものである。自治体労組の一部又はその組合内部の一部からは党に対する、中傷的な批判も流されるであろう。党の地方における個人的とも考えられる行動によつてなされる中傷に対して毅然たる態度でのぞむことが党発展の道である。組合の要求が妥当であるならばこれを支持し首長の主張が正しい

ときには組合の要求を拒否し説得し党が積極的に首長と組合間に立って統一の役割を果すべきである。

(4) この統一の方法は地労委が中立の立場であつせんする如きものではない。

まず、その自治体労組の組合員に党的立場と今後とするべき主旨を充分徹底させることである。

党方針の徹底のためには、その組合に党员がおれば、その党员を通じ党员がいない場合

でもわが党的シナリオを通じて、組合の下部にまで徹することができるよう工夫しなければならない。

さらに党的機関紙の号外等を利用することが必要である。要するに社会党首長は党が住民に対し、責任をもって推せんしたものである以上、党が最終的な責任を負うという体制が必要なのである。もし首長が党的方針に反する場合には断固たる措置を講じなければならぬ。

(三) 地域活動と住民組織

一、現在の社会党的地方議員の活動は、請負い議員と組合議員とに分かれている。社会党地方議員は、地域における党活動の中核的存在となり組織者とならなければならないにも拘らず、以上の二つの活動スタイルをもつた議員に分かれている。

党活動により、地域の中に党的まわりに住民組織をつくりあげないかぎり、地方議員は、保守党スタイルの世話役活動によって、自己の基盤を拡大するか、大量の票をもつ組合に依存した活動形態をとらざるをえなくななる。

この欠陥について、単に議員だけを責めることはできない問題をもっている。党的基本組織、支部や班の、地域での活動の徹底的な不足という点に問題がある。また、地域での党的活動が、さらに党と結合する住民の組織化という方向にむけられていないという問題にもよる。

本年度の運動方針は、この欠陥を克服するために、地域活動と住民組織を結合させることが地方議員はもちろんのこと全党的課題として提起した。

住民組織については、安保闘争以来、各地にその形成がみられる。この住民組織は、地域における止むに止まれぬ活動として、発生しており、未だ多く萌芽的な形態に止まっている。

この各地に発生はじめた住民組織に生命を与える、やがて全国的に統一し、それに一筋の指導を与えていくのは、党的任務である。

二、既成の住民組織

(1) 状況

住民組織については、大きくわけて二つの問題がある。第一には既成の住民組織にどのように対処するかということである。第二には、新しい住民組織をどのようにしてつくりあげていくかということである。

町会は昭和二十一年に禁止政令がだされたにもかかわらず、実質的には物資配給組織として、また旧町会關係者によつて温存されてきた。そして二十七年の政令廃止以後、再び息をふきかえして再組織された。いま全国的に九五%の地域に町内会自治会がつくられていいる。そして、寄付金募集、治安、街灯の維持、親睦などで末端行政の下請けをしながら、実質的に保守勢力の最大の基盤となつてゐる。こうした町会自治会は、その下に班または組をもち、それぞれの班組長を通じて住民の日常生活に滲透している。そして、最近では町会自治会の法制化の要求すらはじめている。地方政治でもう一つ重要な役割を果しているのは、県・区市町村の行政機関とその協力団体である。各級の行政機関はそれぞれ協力委員と団体をかかえている。たとえば、民生委員・保護司・青少年問題協議会委員、保健所運営委員などの各種の行政委員が地域で任命されている。協力団体に税組合が、それぞれの行政機関によつてくられている。またPTA、遺族会、業種

団体などの組織もあり、それらが縦横に地域を網羅している。そして、それらの団体は、ほとんど町会単位にまで組織され、その委員役員のほとんどが地域の有力者によってしめられている。地域の有力者は、末端行政機関の役職員としても実権をにぎっている。

地方政府が、以上のような組織と政治によつて握られ保守勢力がそれによつて支えられているのだが、革新勢力はそれに対抗する民主的な地域組織をもたず、既成組織を民主化することに十分な注意も努力もしてこなかつた。そのために住民の自治体に対するいろんな要求や運動も、個人的な解決におわつてしまふか、そうでなければこれまでみたような地域有力者や団体のなかに吸収されてしまい、かれらの組織化に役立つとしても、民主的な自治体改革の力として組織され、蓄積されることは少ない。また、知事、市町村議会の選挙では、これらの地域の有力者が組織ぐるみ保守勢力に動員されるにもかかわらず、革新勢力は地域にほとんど足をもたないために、有効な活動ができない状態にある。

住民組織としてはつきの四つについて、詳細に分析し、その働きについて具体的に検討を加える必要がある。

(1) 大都市における町内会

(2) 農村における部落会

(3) 外部(協力)団体

(4) 選挙戦からみた住民組織

既成組織をどうたたかうか。

現在の住民組織が、すでに行政の末端組織としての役割を果していることは明かである。この住民組織を放置すれば、いよいよ保守党の独壇場としてしまう。すでに自民党はその三十六年度の運動方針で「市区町村支部を整備し、旧町村に分会組織、さらに部落、町内に班組織をつくるよう指導する」とのべている。われわれは、この住民組織を保守の思うままにさせてはならない。民主化させなければならない。そのためには、われわれが、この組織の中に入つていくほかがない。その中の活動で信頼を

うけるという活動形態が必要である。つぎのような諸組織の中での党の活動を全国的に交流し合い、経験を深めていくというのが今日のわが党組織の現状であるといえる。したがつて、既成組織に入ることで、その活動の中での活動のあり方

- (1) 協力委員の活動のあり方
- (2) 協力団体の中での活動のあり方

- (1) P T A、遺族会、業種団体の中での活動のあり方
- (2) 協力委員の活動のあり方

ともかく、これらの諸組織をまず民主化すること、そして抵抗組織に切り替えていくという課題を果さなければならない。

われわれはここで既成の住民組織に入れという方針を提案するものであるが、党の地域における主体的な力に応じて、既成組織に入る場合と、新らしい組織をつくるやう方とが生まれてくる。たとえば、市町村の議会の中に有力な議員をもつてている場合とか、すでに地域で信頼をうけている有力な党員をもつてている場合には、既成の住民組織の中での活動が大きな役割を果すであろう。

だが一方では、労組の青年や、地域の青年を中心として、結集されている党組織の場合には、農事研究会や各種のサークルあるいは学習グループを作りあげることから運動がはじまる。この場合の、青年を中心とした集りは、その中に政治的指導を發揮することにより、われわれのいう、新らしい住民組織として発展することもできる。この場合の研究会やサークルを、単なる同好会にとどめることなく、地域の問題を研究し、その解決をはかるという方向に指導することができるならば、新しい住民組織の萌芽となりうる。

したがつて、既成組織に入るという方針は、入つて変革できる所は入り、新しいものを作る方が地域活動の発展となる所は、直ちに新しいものを作りあげていくといふように理解しなければならない。このさい、既成の組織は保守だときめつけて、批判をしているというだけではいけない。どうたたかうか。

三、新しい住民組織の結成の方向

地域組織の五つの型

ければならない。

- 地域活動によって居住組織のできていくコーズとしては次の五つを考えることができます。
- 1 地域共闘会議や地区労、あるいは民団協が市区町村単位からさらに校区、あるいはは部落会、町内会単位へと深くおりていこうとするもの。
 - 2、労働組合が地域居住分会をつくり、これを核として居住組織へと拡大していこうとするもの。
 - 3、居住組織の労働者が個人として参加する労働者協議会
 - 4、町政研究会、村を明るくする会などの政治サークルが地区ごとに下部組織をつく質するもの。
 - 5、民主的婦人会、PTA、サークル、青年サークル、原水禁支部、安保共闘組織、公民活動などを通じて地域居住組織へと、変化の五つが考えられるが、実際にはこの五つのコースが組み合わされている。ことに安保国民運動以後地域末端で5のコースの政治サークルがうまれはじめるとともに、4のコースの各種団体との結合がはじまりつつある。これらの動きにたいしていまだ社会党らの十分な支援あるいは指導がおこなわれていない。

現在の党組織の状況から考へるならば、大きな流れとして、住民組織結成の波をつくるためには、とくに(1)、(2)、(3)、の活動形態が必要になってくる。

1、地域共闘会議は、これまで勤評・警職・安保という国民運動の過程でうまれたため、自治体改革については、いまだ十分な問題意識をもっていない。むしろ今後は、自治体改革一区市町村政改革の日常活動を強化することによって、日常的に地域住民と結びつき、その地域民主化の活動の成果として、地域のエネルギーを国民運動へと集積しなければならない。したがって、上からの国民会議の指令の請負ではなくて、逆にその地域に個別の問題をとりあげて、たたかっていくという独自活動が多くなまな

ればならない。

総評の『組織綱領草案』の中で、地区労を「運動全体の流れの中で大観すれば、地区労はもはや初期の段階を脱し、一般的には地区内企業別組合を単位とする地域共闘の場という時点まではきていると見てとることができよう。そして進んだ地区では、未組織労働者の組織化と世話役、国民的結合の第一線の役割を担当しはじめていると見ることができよう」と述べている。

自治体闘争をくむ場合、とくに市町村においては地域共闘会議の中核母胎として地区労が重要な役割を果すものである。安保会議共闘においては、実に地区労の果した役割は大きい。だが、この地区労は、各単産の寄り合い世帯であり、企業別の問題点の打ち合せという段階に止まっている。地区労が居住組織の指導にあたっているのは極めて少ないといえる。従って地区労に対する党の指導性は、第一に、中小企業労働者の組織化にあたること、未組織労働者、とくに零細企業の労働者や失業者の組織化にあたること、労農、労商提携をはかること、地区労に組織された主婦の組織化されること等々の労働組合本来の任務の指導強化という仕事について、党と密接な関係のもとに具体的な指導を行う必要がある。

第二には、安保で示されたような地域共闘会議を、単に各単産の統一母体として止めることから、地域において保守党の基盤のほりくずしという仕事に地区労として、一步踏み出させる必要がある。このさい住民組織の結成に地区労が動く場合、労働組合闘争の問題としてではなく、市民社会の民主化の問題として、地域の変革をとらえる必要がある。そこでは、地区労に参加している労働者を市民社会の一員、住民として地域の活動に加わるように指導性を發揮する必要がある。

2、「労働組合が地域居住分会をつくり、これを核として居住組織へと拡大していこうとするもの」については、とくに、工場地帶の地域活動方式として考えられるやり方である。この場合、とくに組合の主婦の組

織を親組合の補助的な役割だけを背負わせることなく、他の婦人層と結合して地域活動をくりひろげるよう指導する必要がある。

3、労働者協議会は、これまで選挙闘争のために生れてきたといってよいだろう。従つて、労働協は、選挙活動を中心として行い、さらにそれを発展させて、地域で仕事を行おうとする意識的な活動家が配置されている場合、親睦会として形をのこしている。

そこではせいぜい税金の還付闘争、さらには、自治体から補助金をださしめるという活動を行っているというのが、実情である。これでは、単に商工会や婦人団体と同じような補助金目当の団体となり、自治体への圧力団体としてとどまる傾向をもつことになる。労働協は、それぞの自治体内で他の階層を含めた、民主的な共闘組織としての地域住民組織となるよう政治的指導を要請される。

この点について、長野県飯田市の労働協が、

昭和三十六年度市政に対する基本方針について

- ① 納稅公債を巡る汚職に対する市議事者の責任追求、② 本年四月市議を大選挙区で行え、③ 合併問題の基本的考え方について、④ 市庁舎建設に伴う増税反対、⑤ 松井市政の基本的方向について、第二種住宅の建設促進、労働福祉の窓口設置、税外負担の反対等。⑥ さらに市の各種委員（公民館、租税実納、住宅管理）に委員を送る、市会の都度審議案件について協議を行う、ニュースの発行

などによる地域活動の強化によって、われわれの新しい住民組織の結成の方向を目指していることは、特筆してよい。

- 4、地域での活動、とくにそれが自治体闘争となるためには、自治労や、教組等の地方公務員の果す役割が非常に大きい。とくに自治体問題については専門的な知識が要求される。地方議員をのぞいては、党組織に

は、その知識が極めて薄い。従つて、党は自治体労働者を積極的に住民組織の強化のためにひきだすべきである。

また自治労では、自治研をすすめている。現在までのところ、それは先進的な地区を除いて、職場自治研の域を出ていない。この自治研は、住民と提携して住民福祉のための運動として発展しなければ、自治研 자체としても厚い壁につきあたるという段階にきている。さらに地方財政法、地方自治法には、多くの民主的な事項が規定されている。だが、それらは、自治体の理事者によつて無視され、非民主的なあるいは違憲的な行政が行なわれている。自治研はこの行政を職場であらためさせ行政点検活動となる。したがつて、党は自治体労働者と手を組み、自治体労働者の権利意識の向上のためのたたかいを展開すると、これらにたいしては、とくに党の指導体制が要求される。

また教組が行つてゐる教研集会も校区段階にまでおりはじめている。教育について、党がとりくむことは、子をもつ親の組織化にとつても非常に影響する所が大きい。この教研集会と校区段階でどのように結びついた活動をするかについて、経験の交流と教育をはじめとする文化の向上について党が実際にとりくむ必要な段階にきている。

4、5の活動がわれわれの新らしい住民組織に発展していくことは、資料1、2によつても明らかであろう。問題はそこで仕事をしている活動家の姿勢である。これらの点について、「東京の小金井市民の会」と国立町における「町政刷新運動」を例にあげて、実際のこれらの活動の成果から、それぞれの地区の実情とにらみあわせて、具体的な活動指針をひきだして戴きたい。

さらに旧い住民組織で活動し、それを変革した例として、東京の「霞岳自治会」の活動を紹介する。

それぞれの地域の条件、主体的な力に応じて、ともかくわれわれはやれる所からや

つしていく他はないことを強調する。仕事をはじめれば、人びとは次第に動く。それはやがて新しい波となり大きくなれりとなつて地域を包んでいくことであろう。すべてのサークルに党的指導性を發揮すべき時期である。

四、地域活動と住民組織化の主体
この運動の主体は党及び革新系地方議員である。

あるが、しかし地方議員の個人的な請負い日常活動、世話役活動であつては住民運動は発展しないし党組織もなんら拡大強化しない。党と地方議員が中心媒介となって大衆に直接討論させそして自治体交渉を直接行わせ発展させなければならぬ。従つてこれには、党組織が主体となければならない。(一九六一年の運動方針)

三、予算要求運動と自治体闘争

一、新らしい運動方針から

これまでの運動方針では、すべて階層別の運動—その闘い方が中心であった。自治体闘争も、議員団の活動方向を中心にして、労働対策、農民対策、中小企業対策と並列におかれ、国民運動も例外でなく平和と安保の闘争を階層別の闘いに入らないからと別記して組まってきたものである。この階層別の闘いには、統一の方向がなかった。

今年の運動方針は、これまでのやり方をあらため、二つの特徴点で統一をたもつように決定された。

その一つは、これら諸階層の運動の結集の方向を明らかにしたことである。その構想が、「護憲・民主中立・反独占国民連合」の方向である。第二には、諸階層の活動が、国への闘いとして発展させなければならないことはもちろんであるが、一方では、自治体闘争として結びつけられること、この自治体闘争は組織的な活動を開拓し、住民組織をつくること、それが国民連合の末端組織となることというように運動方針が立体的に組まれたということである。

当面、本年度においては、この『反独占国民連合』を指向する国民運動は、政審、国民運動委員会、自治体対策委員会の三者によって、予算要求国民集会として展開され、結集される。この予算要求国民集会は、もろもろの階層別の闘いが、要求闘争として、国の予算編成を目指して、要求闘争として結合されるものである。その具体的な方針はつぎの通りである。

二、予算要求運動のすすめ方にについて

A 憲法の完全実施の闘いとして

これまで、われわれは平和憲法を守る運動をすすめて来たが、「守る」という闘いかたのみでは運動に限界があるし、弱さもある。憲法にうたわれている基本的人権及び国民の権利の保障を完全に実行させるという「攻撃」の立場の運動が併行して進められてこそ憲法を「守る」運動が飛躍的に前進することになる。

その意味で、憲法第二五条にうたわれている「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を正しく生かすことを要求する運動を、経済的な面から、恒常にそして系統的に発展させるための予算要求運動は極めて重要な憲法完全実施要求の闘いである。

B 大衆に政府のゴマ化し政策を正しく認識させるために

大衆の生活向上のための種々な要求をくみあげ、これを要求運動として組織することは大衆の眼を国の予算、県、市、町、村の予算に正しく向けることになる。運動の中で生活が予算というものを通じ、その金額の枠の中で大きな制約をうけている現実が明らかになる。また国や県市町村の政治が全て予算という網の目を通じて行われており、現在の政治では国民生活の大転換が望まれないこ

と、即ち国民生活を向上させようと思えば、政治の仕組みをかえ、予算是国民の手で作らなければならぬことを大衆が理屈ではなしに皮膚で感ずるようになる。

従つて予算要求運動は大衆収奪の政府や与

党的政策をみやぶり、支配階級の正体を正しく認識するように導びく運動である。

C 生活向上・全面軍縮実現のために

予算要求運動が、單なる物捕り闘争に終らないようには、この運動が国連の完全軍縮決議と憲法第九条との精神を堅持し、具体的には、軍事費を削減して、国民生活向上の費用に振向ける方針を、常に明確に前面に打出していなければならない。こうすることによって、自民党政府が、われわれの予算要求運動をそらすために取る可能性のある、イソフレ財政という逃げ道をふさぐことができ

またこの運動が、特定階層や特定地域の利益のみを図って、その他の階層や地域の利益を無視したりすることがないように、常に、全国民的な利益、特に「声なき声」を代表することを常に念頭に置かなければならない。

2、どのようにして運動ととり組むか

従来、経済的諸要求の運動は、散発的に行なわれ、これを、系統的、恒久的に発展させる努力はなされなかつた。われわれは、すべての経済的諸要求が、多かれ少なかれ、予算に関連している事実に着眼し、今後、これらの運動を、予算要求運動という観点から、系統的、恒久的に指導する。物価値上げ反対、国民年金、国保、小児マヒ等の運動は、この観点から、これを指導し、発展させる。

A 支部、班の活動を活発化し、各級議員の日常活動を組織的に行なうこと。

国民の諸要求をくみあげるために、大衆の居住地域中心の班、支部、或いは職場班、職場支部等々党の末端支部の活動にまつところが大きい。また大衆の要求をくみあげ、これを組織的に地方自治体或いは国にブツツけていくことは党の日常活動としても極めて重要である。従つてこの運動は党の支部、班の活

動如何にかかつてゐるといふことができる。

更に各級地方議員も従来、いわゆる「世話役活動」をかなり重視して活動して來ているが、これは各議員個人々々の選挙地盤の関係で行われて居り、組織的なものになつていなかつたキライがあるが、これを組織的な運動に發展させるためにも、支部、班が運動を統括する必要がある。支部、班で各級議員に県・市町村財政が国の予算によつて大きく制約をうけ、結果として国の政治に県市町村政がしほられ、国家権力の出先機関化していることを充分に大衆に理解させるという世話役活動の任務を与える。

B 地域住民の組織化

地域住民を組織化するためにもその多様な要求をくみあげなければならない。具体的な地方自治体等に対する予算要求の闘いの中から住民組織を作りあげ（地方議会対策特別委員会の方針参照）、議員がその先頭にたつて闘うことは、党勢拡大のうえからも極めて意義のあるところである。

C 護憲・民主・中立の国民連合をめざして

以上のことから、運動としては護憲、民主主義擁護、間接的ではあるが日本の平和と安全のための中立をたたかひとする運動の一かんとして進められ、組織的には、居住地域の住民組織が、国民連合の最末端組織になる方向で運動をすすめる。

D しかしこの場合、地域的な或いは階層の要求のみに終つてはならない。全国共通の要求を必ずおりこんで行く必要がある。中央で全國民的な共通の要求である国民年金、国保等の目標を設定して末端まで降ろし、地方自治体にこれを必ずブツけて議会の要求決議を実現させる。このことは大衆の統一的な力として政府中央に対する圧力となる。

3、具体的なすすめ方

A 中央

(1) 大衆運動

(1) 従来、行なってきた、総評、日農その他広汎な民主団体の予算要求の運動（例えれば米価、国民年金、最賃等々）を支持し協力する中で、予算の政治的意義及び内容を明らかにする。

(四) 地方からあがつてきた要求を中心にして統合集約すると共に予算要求運動に関する

啓蒙宣伝を行なう。この際、中央で集約する目標を米価、公務員給与、最賃、社会保障（国民年金、健保、国保等）、失業対策、中小企業への融資、減税、地方自治体の諸要求等にその時の情勢にみあわせて設定する。

(五) 予算編成初期である九月初旬を目標に第一回の予算要求集会をもつ。この集会は各分科会に分け、本年度予算のほりさげた研究を行ない、その成果を集会に参加した活動家が地方にもって帰り、地方住民の予算要求運動の指針とする。

(六) 党が労組、農民団体、その他の諸団体と懇談会をもち、階層別の要求をすいあげると共に、これらの諸階層を「予算要求」集会に結集する。

(七) 予算編成の最終期である十二月を目標に十一月下旬に地方から吸いあげた予算要求を集約し、大衆的圧力を背景として、これ等の要求を党が与党にブツけ（党首会談又は政審会長会談）て国民的な要求を予算にもり込ませる。

(八) 国会

(1) 予算委員会における、予算そのものの審議を徹底的に行ない、予算の内容を、国民の前に明らかにする。

(九) 予算書の内容を、国民に分り易くするようになる。

(十) 参議院においては決算の審議を充分に行なう。

(十一) 以上のことを実現するため、必要とあれば、国会法、財政法その他の諸法令の改正案を提案する。

B 地 方

① 党市町村支部または班が主催して市町村会議員による市町村政報告会等を行なう、これを通じて恒常的な住民の要求を聞く懇談会を組織する方向で努力し、住民組織のキッカケをつくる。

② 更に支部は、地域の労組、農民組合、婦人会、青年会、その他のサークル等々と懇談会をもち、それ等の要求

を聞くと共に、住民組織結成のための協力を要請する。

(三) こうした活動の上にたって地域住民の予算要求（具体的の要求）をかかげた

（具体的の要求をかかげ）県民集会を開く。

(四) この集会の要求を市町村当局にもち込み、必要に応じて市町村會議会の決議をさせる。

(五) 以上の運動の成果の上にたって地域住民の代表を県段階に集め、予算要求

（具体的の要求をかかげ）県民集会を開く。

(六) この県民集会の集約を県にもち込むと共に必要に応じて国に対する要求決議を県会で実現させ、諸要求を中央にあげる。

C 全体のスケジュール

(一) 六月～八月 中央において各団体との懇談会をもち、各階層の要求を集約する。

(二) 九月第一回の予算要求中央集会をもつ。

(三) 原水禁平和行進でも各県段階、市町村段階で住民の要求を自治体に向けて行なう。

(四) 地方の大衆運動として地域住民集会を九月一ぱいまでにもつ。

(五) 県段階の集会は十月中旬に行い、中央に向けた要求を十一月末に集約する（第二回の予算要求集会）

(六) 第二回の中央の集会は労組の年末闘争と結合させ大規模な統一行動とする。

D 情宣活動

(一) 政審で、国の予算の分析を行ない、平易なパンフレットを作るから、党員は職場や居住地で宣伝啓蒙用として大いに利用すること。

(二) 市町村の段階においては政審、自治体特別委から、特定市町村に赴き、そこでの予算分析を行なってパンフレットを作り、全国の党組織に配布するから、それをサンプルとしてそれぞれ支部段階で、自分の市町村の予算、財政の分析を行い、解説の文書を

製し住民に配布する。

三、自治体綱領

以上の国民運動は、要するに、下部の自治体を中心とする日常の独自活動の成果としてとりくまれるものである。地域で独自活動のない国民運動は、請負いのカンパ活動となるか、これまで通り平和問題に限定された活動となる他はない。

『反独占国民連合』は従つて、縦割りの階層別の闘いが結集され、かつ地域での横割りの自治体闘争の発展によって、結合される。

自治体闘争は、全体の運動の中でこのように位置づけられる。

この自治体闘争は、基本的な市町村において支部が中心となつて（主体）指針を出し、活動を展開する他はない。地方議員団も、この支部を中心とした活動の中に身を置く必要がある。

すでに、明らかな通り、支部の力は、千差万別である。又、自治体の実情も千差万別である。従つてそこににおける活動のスタイルも、自ら多種多様なものとならざるをえない。

この多種多様な活動をあくまでも、党組織を中心として、すなわち、支部、班を中心として展開することである。

この支部や班が、党員を個人としてではなく組織体として活動させる課題が、要求綱領の作成である。要求綱領の決定とそれにもとづく支部、班の活動は、党内から個人中心と地方議員の保守系議員と大差のない活動方式を一掃する。

要求綱領は、従つて、単に、「この街に街灯をつけよう」という一つだけであつてもよい。何もない班よりは、何か一つの運動にとりくむ班は前進である。本部と班の力に応じて、われわれは運動をくりひろげる他はない。支部や班がさらに整備されているところでは、個々の要求やカンパニアが住民要求の羅列から、さら

に発展して、地域活動を系統だつたものにしていく。それが自治体綱領である。自治体綱領は従つて、闘いの成果によつて、われわれの主体的な力の発展によつてさらに肉づけされていく。どのような自治体綱領を作るかについては『要求綱領の作成のために』と『自治体綱領の作成の指針』で大筋を示した。

四、住民組織

これらの諸活動が組織的には、住民組織の結集という方向で結実されなければならない。党のまわりに、住民組織の結集ということで、

第一に保守党の基盤をほり崩すこと、

第二にわれわれの抵抗組織をつくり、共闘組織をつくりあげることである。この共闘組織は、『反独占国民連合』の末端組織ともなるものである。

この住民組織も、千差万別であろう。本年度においては、むしろ、一つの型を示すことなく、やれる所から、やれる姿でやってみる。その経験を全国の闘つた支部や班で交換しあうという段階であろうと考える。

『地域活動と住民組織』は、その基本的な闘いのみちすじを示したものである。

このような自治体闘争は、それぞれの地域の状態に応じて、具体的な活動がおこり、それが全国的に波及し、地方自治体から政府を搖るが至るようにならなければならない。これは今日の国の政策からみて、中央政府への闘争として、展開される必要がある。

われわれは、その闘いを予算要求という形で全国的に統一し、結集して闘うものである。これららの闘争において、社会党首長の果す役割は大きい。『社会党首長下の党の方針』は、県市町村政を共闘の場としてとらえ、闘う社会党首長を要求するものである。

(一九六一・五・一一)

四、地方議員の任務

つつ闘つてきている。

しかし党の今までの地方議会闘争は、地方議会議員の数における劣勢、有機的、組織的活動の欠如のため充分に展開されてきたとはいえない。

とくに数度にわたる国會議員勢力の躍進とその得票数とに比して党の地方議会勢力が著しく弱体なことは、地方議会の殆んど半数近くを占めるイギリス、ドイツ等における労働党、社会民主党の確固たる党構成と比べるまでもなく、わが党的組織的主体がいかに脆弱な基盤にたっているかを露呈しているものである。

われわれはこの立遅れを急速に克服し、党的組織を確固たるものにしなければならない。このため、党的組織する全国的な闘争が充分に地方議会勢力をも込んで有機的な闘いを展開すると共に、地方議会における所属議員の活動が往々にして個人的判断と行動におち入ることを改め組織的な活動をひろげ、全国的にその成果、経験を生かさなければならない。

一、党的地方議員団の基本的任務

- (1) 党は社会主义社会を民主的手段によって達成せんとするものである。したがって、地方自治を民主主義政治体制の根底として重視し、これを擁護発展させるため、党的各級機関とくに地方議員団はこの闘いの先頭にたたなければならぬ。
- (2) 党の地方議員団は、自治体内の政治、経済及び文化等の諸機関について正しい分析を行ない、常に地域住民の要求を調査し党的基本政策に立脚した闘いを積み上げると共に、活動体のおかれている現状、中央の権力との関係について正しい認識をもたねばならない。その活動は、党的地方自治政策及び党的自治体綱領を発展させるためになされなければならない。
- (3) 党の各級地方議員は、党的執行機関の方針に従つて、議会活動を展開し、組織者としても、積極的な組織工作を行なわなければならぬ。またその活動は、議会内に限定されるようなくいわゆる世話役活動についても党活動との有機的な関連において精力的に取り

上げることが必要である。

(4) 党の議会活動は常に議会外の大衆と組織的結合のもとに闘われ、議会内の闘いは常に外部へ問題を明らかにし、議会外の大衆の要求は、常に議会内に反映されなければならない。この媒介こそ党的議員団の組織的活動である。

(5) 各級議員団は、組織せんとする闘争の性格について判断を下し、常に上部機関との連携を密にする処置を講ずるとともに、他会派との共闘についても、充分に考慮を加え、闘いの有効な進展のために努力しなければならないが、共闘の場合、党的主体的活動の中に埋没してしまわぬような配慮が必要である。

(6) 各級議員は、その住民に対し文書もしくは演説会、懇談会等をもって議会活動について常に報告を行なわなければならない。

二、地方議員団の組織的運営

地方議員に課された基本的任務を遂行するためには個人的議員活動では果たしえない。中央地方の議員団組織を党的組織との結合のもとに有機的に運営することによってのみ達成されるのである。このために、各級地方議員団は左記要領にそつて活動を展開する。

(1) 中央活動の強化

- (1) 全国地方議員団会議を定期的に開催（現行規約で年二回）し中央地方の連携を強化する。
- (2) 本部は指令、通達、「地方政治」オルグを通じる議会活動の指導を強化し地方組織との連絡を緊密化する。同時に闘争の経験を交流し、労組との共闘を強化するために自治労その他関係労組との間に連絡会議を開く。また全国知事会他自治六団体、学識経験者との間に政策検討意見交換のため連絡会議を開く。

(2) 地方活動の強化

- (1) 各都道府県の地方議員団は定期的に会合を開き、組織的連携を強化すること。
とくに都道府県会議員団と市区町村議員団との間に相互の意志疎通が充分に行なわれるように努めること。
- (2) 議員団組織の運営に当つては、連合会、

- 支部等の組織と一体的な関係が破壊されぬよう党執行機関との間に、定期的会合をもつこと。
- (3) 都道府県における地方議員団で財政的に専任書記をおき得るところではできるだけこれをとき、定期的に資料を発行し活発な情宣活動を展開しなければならない。
- (4) 各級地方議員団は、議会闘争を大衆的な規模のもとに展開するため、必ず労農団体との間に共闘会議を組織すること。
- (5) 各級議員団は、必ず定期的に活動のレポートを発行して党内に報告する義務をもつだけでなく、労農支持団体にも積極的な文書活動を起し、更に本予算等の重要な案件上前提後には文書のみではなく、会合を開いてその徹底化を図ること。
- (6) 議員団は、その主たる活動状況について、各級党機関に隨時報告する義務をもつが、特に党中央へも文書をもって報告し全国の地方議会闘争に有効な貢献を行なうよう努めること。
- (7) 議員団は調査研究活動を活発にして地方情勢に即応した建設的な予算組替え、条例制定その他の提案能力を保持しなければならない。
- (8) 所属の議員が他地方を視察する等の際には、できるだけその地方の党組織並びに党議員団等と連絡し、自治体行政の視察のみでなく、その地区の党議員団の活動、党の組織活動等についても、経験を交流するこど。
- (9) 党が与党となつている地方議員団は、党組織、首長、支持大衆団体との間に常に密接な連絡会議を行い、意志の疎通もはからなければならぬ。
- (イ) 知事市町村教育委員、農業委員、監査委員、選挙管理委員、海区調整委員等、公職者と党組織支持大衆団体、及び行動指針は、本地方議員団行動指針に準ずる。

日本社会党全国地方議員団会議内規

第一条 本会議は日本社会党全国地方議員団会議と称し、都道府県連地方議員団をもつて構成する。

支部等の組織と一体的な関係が破壊されぬよう党執行機関との間に、定期的会合をもつこと。

第二条 本会議は、党の基本方針に基き、地方議会において統一的活動をはかることを目的とする。

第三条 本会議は年二回全国会議を開催する全国会議の構成は、都道府県議員代表、市区町村議員代表各一名とする。

但しブロック連絡協議会の世話を出席することができる。

第四条 本会議を運営するために次の役員を置く。

会長 一名（対策部長）

副会長 若干名（本部及び地方）

事務局長 一名

幹事 若干名

第五条 幹事会は必要に応じ隨時開く。

第六条 ブロックの連絡調整をはかるためにブロック別に地方議員団連絡会議をつくり世話を置くことができる。

第七条 本会議は、資料代として各議員より毎月五〇円を徴収する。

都道府県連地方議員団内規準則

第一条 本議員団は、日本社会党議員行動方針に基き、県地方議員団と称し、所属議員及び首長、各種委員（以下議員と称す）をもって構成する。

第二条 本会議員団は地方自治行政を通じ、党の主張する民主的地方自治の確立をはかることを目的とする。

第三条 本議員団は毎年月定期総会を開き年間活動計画等を審議すると共に役員を選任する。

第四条 本議員団に次の役員を置き、任期は一年とする。

会長 一名 副会長 若干名

第五条 本議員団は、支部連合会の統轄をうける。

第六条 本議員団の運営は幹事会がこれを行ない、幹事会は会長、副委長をもつて構成する。

第七条 本議員は、必要に応じて会費を徴収することができる。

第八条 本内規は総会で変更することができる。

る。

地方議会活動について

一、地方議会の意義

- (1) 日本国憲法第九十二条、第九十三条の規定、地方自治法の制定などによって、從来国の行政機関、下うけ機関にすぎなかつた都道府県、市町村は、地方自治の本旨にのつとる地方公共団体としての地位を確立すると同時に、地方議会の権限もいちじるしく強化されたのである。

- (2) したがつて、地方議会は地域住民の意志決定機関であるばかりでなく、政府行政庁に対して意見書の提出権が保障されているのである。

- (3) しかるに、最近自民党政府は地方公共団体及び地方議会の権限を縮少し、再びかつての中央集権化を企図している。党は社会主義を民主的手段によつて達成せんとするものである以上、地方自治を民主主義政治体制の根底として重視し、これを擁護発展させるために全力をあげて闘ひ抜かなければならぬ。

二、地方議員の基本的任務

- (1) 党の地方議員は、地方公共団体の固有事務（教育、公衆衛生、環境整備、産業振興など）の執行にあつては、極力大衆の要望を反映させることに努めるとともに、条例の制定、予算審議については、党の基本的立場に立て対処しなければならない。

- (2) 政府の委任事務（生活擁護・国民健康保険・国民年金など）に対しても、住民福祉の立場から、内容の改善、不当なる强行の阻止を行うなど、地方自治の本旨を最大限に活用して闘わなければならない。

- (3) 政府の反動的諸施策並びに具体的実施に対するは徹底的に闘うとともに、地域住民の意志を反映させるため、地方自治法第九十九条に基づく意見書の発議を最大限行使すべきである。

- (4) 最近、地方公共団体と独占資本との醜い結びつきが行なわれる傾向が顯著である。党の地方議員はこれが監視に努めるとともに、地方公共団体内部の不正行為に対しても徹底的に追及し闘わなければならぬ。

(5) わが党の首長並びに革新首長に対しては、党の基本的諸政策の具体的実現のとりでとてこれを擁護し、当該地域住民の福祉を向上させるために努力しなければならない。

三、地方議員の具体的任務

- (1) 党の各級地方議員は、党各級機関の政策、方針に従つて議会活動を展開しなければならない。

- (2) 党の各級地方議員は、各級地方議員団を構成しその一員として議会活動を展開しなければならない。

- (3) 党の各級地方議員は、議員としての特殊な役割から、議会内と議会外の闘争の結合に努め、組織活動の先頭に立つよう努力しなければならない。

- (4) 党の各級地方議員は、議会活動を進めるため、政策調査活動を重視し、そのためには常に党内、党外に報告することを怠つてはならない。

- (5) 党の各級地方議員は、その議会活動について常に党内、党外に報告することを怠つてはならない。
- (6) 党の各級地方議員は、世話役活動を個人活動に解消することなく、組織的に展開しなければならない。

附 議員の報酬について

一、保守派の議員は名誉職であると考えている場合が非常に多い。これと異なつて、革新派の議員の場合は、全生活を議員活動にかけているので、立場が根本的に異なる。地方議員は戦後地方自治法によって、非常勤の地方公務員の地位が与えられた。名誉職であった地方議員の立場からは、これは地方自治にとって一步前進であった。

この非常勤の職務の場合には、その職務に対する反対給附ということが考えられ、当然職務に応じた日数に基づいて反対給附が与えられることになるはずであったが、しかし国會議員には歳費の制度があるため、この立場を考えて、報酬の基準は全て条例にゆだねられて各箇バラバラとなつた。

二、マスコミや一般世論は歳費の値上げに反撥している場合が多いが、その理由は、(1)地方議員の活動に対する批判、(2)財政を圧迫す

資料

一、百貨店法の一部を改正する法律案要綱

(一九六一、四、二二八)

一、「第二条」（定義）の改正

床面積の計算に左のものを加える。

- (1) 飲食店営業又は喫茶店営業の場所
- (2) 名店街等の貸店舗
- (3) 展示会、即売会等の催し場
- (4) 店内営業事務所

二、「第五条」（許可基準）の改正

第三項のうち「商工会議所の意見をきく」を

削除し、左の一項を加える。

- 国鉄、私鉄の用地内には百貨店営業の許可をしてはならない。

三、「第六条」（店舗の新設等の許可）の改

正

第六条のつぎに左の三条を追加する。

- (1) 資本的に連携している二以上の小売業者が共同して、同一建物内で物品販売業を営む場合
- (2) 床面積が本法の基準に達するときは通産大臣の許可をうけなければならない。

- 百貨店業者は、百貨店業者以外の物品販売業者たる法人の発行済株式の総数の政令で定

る、(3)事業を行なわれていなかではないか、(4)吏員の給与は低いではないか、等々である。

これは一面の真理であるが、しかしこのうらには、議員を名誉職に転落させ、理事者に充分対抗出来ないような地方自治破壊の危険がかくされていないであろうか。われわれは、このような独占や支配階級の意図には断乎反対する。

三、望ましい姿としては、地方議員が自らの生活を考慮することなく、住民のため専心的に議会活動を行なえるような生活と議員の調査活動が保証される報酬の確立である。小さな町村の場合他に職業に従事している場合があるが、この場合でも生活保護の立場

が貫ぬかれ、議会活動によって失なわれたもの補てんが行なわれるべきであろう。

このような場合、問題は地方議員が住民のため本当に活動することが前提であり、その活動の程度に応じ、あくまで住民の納得と理解がなければならない。

四、われわれが生活を基本として議員の報酬を考える場合でも、あくまで、その自治体の財政事情、税負担等を考慮して決めなければならぬことは当然である。

これ等の報酬はあくまでも議員の権利ではなく、住民のための活動に対する保証であるべきである。

める割合以上に当たる株式を保有することとなり、又はその出資の総額の政令で定める割合以上に当たる金額の出資をすることとなる場合においては、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。百貨店業者と直接的たると間接的たるとを問わず資本的に連携している者も、また同様とする。

(3)（建物の工事停止命令）

通産大臣は、許可申請者が百貨店業の店舗とする目的で建物を新築・増築、改築の工事を施行している場合、必要とみとめるときは、当該申請者に対し、百貨店審議会の意見をきいて、一定の期間を限り、工事の施行を停止すべきことを命ずることができる。ただし、当該命令は、許可申請者がその申請を取り下げたときは、効力を失う。

四、「第七条」のつぎに左の二条を加える。

(1) (特定の営業方法の許可)

百貨店業者は、次の営業方法を採用する場合には、あらかじめ、その内容及び実施期間

につき、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。その内容又は実施期間を変更しようとするとときも、また同様とする。

一、代金を分割して受領する方法による販売
二、自己の店舗以外の場所で行なう販売
三、顧客を限定してこれに対し商品を展示して販売

四、製造業者の販売のためにする売場の一時的提供

五、他人の委託を受けて行なう販売

2、百貨店業者は、前項の許可を受けた営業方法に關し、当該許可を受けた内容又は実施期間（第十条第二項の規定による変更命令がなつた場合は、当該命令に従つて変更された内容又は実施期間）と異なる内容又は実施期間の営業方法に該当する行為をしてはならない。

(2) (納入業者との取引の規制)

百貨店業者は、通商産業省令で定めるところにより、次の各号の一に掲げる場合にあらかじめ、当該各号に掲げる事項についての一般的基準を定め、これを記載した書面を通商産業大臣に提出し、その承認を受けた一般的基準を変更しようとするときも、また同様とする。

一、商品の宣伝費の一部を当該商品の納入業者に負担させる場合、その負担の割合及び方法

二、仕入商品を返品する場合、その返品の条件

三、仕入後における仕入価格の値引きをする場合、その値引きの条件

四、規格を示した注文品の納入を拒否する場合、その拒否の条件

五、自己の販売業務のために商品の納入業者に対しその従業員等の派遣を求める場合、その要求の条件

2、百貨店業者は、納入業者との取引において、自己の優越的な地位を利用して当該商品の購入を独占してはならない。

五、「第十条」(許可の取消等)

第六条、第七条の改正に伴う条項の追加を行うとともに、左の一項を加える。

(2) 通産大臣は、第七条（特定の営業方法の許可）の一項の許可又は（納入業者との取引の規制）の一項の承認をした後において、当該許可をした営業方法又は当該承認をした一般的基準が中小商業の事業活動に対し著しく悪影響を及ぼすに至り又は当該納入業者に対する影響を及ぼすに至ったと認めるときは、当該営業方法若しくは一般的基準を変更すべきことを命じ、又は当該営業方法の停止を命じ、若しくはその許可を取り消すことができる。

六、「第十二条」(権限)の改正

第十二条に左の二項を加える。

(1) 審議会は、百貨店業の事業活動の調整に関する事項につき、通商産業大臣に意見を申し出ることができる。

(2) 通商産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な措置をとらなければならない。

七、「第十三条」(組織)の改正

第十三条第二項を左のように改める。

(1) 会長は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

(2) 委員は、学識経験のある者のうちから二人を、消費者のうちから二人を、百貨店業者のうちから二人を中小商業者のうちから二人を通商産業大臣が任命する。

八、「第十七条」の前に左の三条を加える。

(1) (店舗に関する制限)

(2) (国等の百貨店業者の施設の利用の制限)
国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び住宅公団、首都高速道路公団はその所有する土地又は施設を、百貨店業者の店舗の用に使用させてはならない。

(3) (公正取引委員会との関係)
(1) 通商産業大臣は、第七条（納入業者との取引の規制）の第一項の承認又は第十条第

- 二項の規定による第七条の第一項の一般的基準の変更命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。
- (回) 第七条（特定の営業方法の許可）の第一項又は納入業者との取引の規制の第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は承認を受けた一般的基準（第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された営業方法又は一般的基準）に基づいて行なう行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定の適用を妨げるものと解してはならない。
- 九、「第十七条」（報告の徴収）の改正
- (1) 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、百貨業者若しくはその団体に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をしてその店舗若しくは事務所に立ち入り、百貨店業に関する業務の状況帳簿書類、設備又は商品の検査をさせることができる。
- 二、下請関係調整法案要綱（一九六一、五、一八）
- 一、（目的）
- この法律は、親事業者と下請業者との間に存する取引関係の後進性を是正するとともに、下請事業者が下請組合を組織し、団結することを擁護すること等により、下請事業者の経済的地位の向上を図り、もって公正な経済秩序を確立することを目的とする。
- 二、（定義）
- 親事業者は資本金一千万円以上、下請事業者は資本金一千万円以下で、両者の間に下請関係があること。
- ただし資本金については、中央下請関係調整委員会が特定の業種について、一千万円以外の額に定めることができる。
- 三、（下請契約）
- (1) （一般的条件）
- 親事業者はあらかじめ下請契約内容の一般
- (2) 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 一〇、「第二十一条」（罰則の改定）
- (2) 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一、第六条第一項の規定に違反した者
- 二、第六条の二第一項の規定に違反した者
- 三、第七条の二第一項又は第二項の規定に違反した者
- 四、第十条第二項の規定による変更命令又は停止命令に違反した者
- 一一、「第二十四条」（罰則）の改正
- 左の一条を加える。
- 第七条（納入業者との取引規制）の第一項の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。
- 附 則
- 1、この法律は、公布の日から起算して二ヵ月以内において政令で定める日から施行する。
- 2、施行後二ヵ月を限り、経過規定を設ける。
- (3) （親事業者の遵守事項）
- 親事業者は、給付の受領を拒否すること、下請代金を期日までに支払わないこと、値引き、返品を行なうこと、その他優越的地位を利用して不当な圧迫、差別待遇を行なつてはなければならない。
- (4) （検収・下請代金の支払）
- 検収は給付の提出した日から十五日以内、代金支払は検収期日の翌日から六十日以内に

行なうこととする。

代金支払が期日からおくれた場合、親事業者は期日の後分については、百円につき一日四銭の利子を負担するものとする。

四、(下請組合)

(目的)

下請組合は、下請事業者が公正な経済活動の機会を確保することができるようにするため、下請事業者の共通の利の増進を目的として、自主的に組織する団体である。

(基準・原則)

加入・脱退の自由、一人一票

(組合員の資格)

下請事業者のうち、一の親事業者と下請関係があるもの又は特定の地区に工場もしくは事業場を有するもので、定款で定めるもの。

(事業)

調整事業および協同事業をあわせ行なうことができる。

(団体協約)

下請組合は親事業者と取引条件について団体協約を締結するため団体交渉を行なうことができ。親事業者はそれに対し応ずる義務がある。

(一般的拘束力)

関係下請事業者の四分の三以上のものが、右の団体協約の適用を受ける場合は、その親事業者と下請関係にある組合員以外の下請事業者に対しても、その団体協約が適用される。

(調停又は裁定)

団体交渉ができず又は団体協約の内容について協議がとのわないので、下請関係調整

委員会に対し調停又は裁定を求めることがで

きる。

(下請関係調整委員会への申請)

下請組合は自ら関係業種について、適正な下請代金を定め、下請関係調整委員会に申請することができる。

(従業員組合との団体交渉)

下請組合は総会の議決を経て、その傘下の従業員組合との間に、労働条件について団体交渉を行なうことができる。

(下請関係調整委員会)

(組織)

委員会は三者構成とし、中央委員会と地方委員会を設ける。

(権限)

(A) 委員会は、調停又は裁定の要求ならびに適正下請代金決定の申請があつた場合、下請事業者の適正ら利潤・従業員賃金等を総合勘案して、決定しなければならない。

(B) 委員会は、親事業者がその遵守義務に違反する場合、従うべき旨の勧告をすることができる。

(C) 勧告に従わない場合は、その旨を公表し、さらに従わないときは、独禁法を適用し、勧告決議を行なうことができる。

(D) 委員会は、必要あるとき、関係業者に報告を求め、又は立入検査することができ。六、(罰則)

本法の各条項に違反するものに対しては、相応の罰則を適用する。

(三) 地方税法改正に対する地方議会のたたかいについて

政府提出の地方税法の一部を改正する法律案は、与党及び外部圧力にさらされ成案が甚だしく遅れた上、減税とはいながら個人所得には辛く法人所得には甘いこと等矛盾が多いので、党は、從来の党の地方税制改正に関する考え方

の基礎に今次政府案への批判をもこめ党独自の地方税改革要綱を決定、これを一般に発表して世論に訴えると共に、まず政府案先議の衆議院において政府案に党修正案を対決させつつ、大衆負担の軽減並びに地方財政確立の立場から政

府案の問題点をえぐり、政府及び与党を鋭く追及、審議の最終段階にいたり要点をしぶり政府案に対する若干の修正を獲得しようとしたが果せぬ、次いで参議院段階に入り、同様な論争と折衝を続けた末、党案の重要な特徴の一つである所得税白色申告者に対する事業専従者控除（五万円）を住民税においても認めるという修正をとりつけることに成功、かくて、党案は否決されたが、右の修正を加えた政府案が成立いたしました（党はこの修正には賛成だが政府案の全般的な問題点はほとんどそのままなので、反対表决）。

改正法案の五月一日施行に伴ない、自治省では各自治体に対し準則を示し、税条例改正の指示を行なつていると思われますが、これに対し党は、中央地方を通じ、たたかいを一貫させるため、国会に引き続き、おおむね次ののような態度を以てそれぞれの実情にそい地方議会の場におけるたたかいを進めるべきであると考えます。すなわち、

一、地方税法の一部を改正する法律並びに党の

地方税利改革要綱の十分な理解に努めること

（資料は、党本部発行「地方政治」五月号参考照）。

二、実際の課税の根拠となる地方自治体の条例に對し法律は税率の決定をはじめ多くの事項を委任しているので（都道府県税の場合の幅は狭いが、市町村税の場合のはゆとりが多い）、成立した法律の範囲内であっても党の税制改革方針に従いかつそれぞれの自治体の実情に即し、党地方機関の活発な地方議会内外の活動により最大限の成果を得るよう努力すること。各税目別の条例委任事項の主なものは左記のとおりなので、条例案の作成又は審議の際これらの方にとくに目を注ぐこと。

三、例えれば、減税を強く押し出せば必ず財源問題につき当たる等、税制に関する問題は当然

地方財政全体の問題に関連をもつて来るので、党はこの根本問題に関し、国会において地方交付税の総枠の拡大の（党法案提出）、

財政力の弱い自治体への傾斜交付、後進地域公公事業補助率の引き上げその他をたたかいつあり、地方においても中央に對する要求として強力に具体的な問題点をおし上げるこ

と。なお、地方税制はかぎられた現行制度の枠内での改正ではすでに限度にあり、国税地方税を通ずる抜本的な税制再編成を行なうべき段階に来ており、党もこれに關し検討をはじめているので、地方における問題点を提示してほしいこと。

右の諸点につきご了承の上、地方議会においてよりよい成果を上げ得るよう、ご措置願いたく、右示達します。

記

第一 道府県民税

一、道府県民税

① 所得割の税率については、第三十五条第一項の規定の標準税率を上廻わらしめないようにすること（標準税率と異なる税率によるときは自治大臣に事前届出が必要なことに注意——同条第三項）。百万

円以下の所得に対する第三十七条の簡易税額表は条例で規定することが必要であり、これに関連し道府県内の市町村民税の税率の可能な限りの凹凸調整の問題を議会審議に際し当局に追及すること。

② 個人の均等割の標準税率は從来のまま百円（第三十八条）であり、これを上廻わらしめないこと。

③ 法人税割の税率百分の五・四（制限百分の六・五まで）、法人等の均等割は標準税率六百円で、いずれも從来のまま

（第五十一条および第五十二条）だが、国税法人税の減税や租税特別措置が大きいことから、法人には十分担保力があるとみられること（すなわち個人に対する税率を標準以下に引き下げようとする場合の財源として考えられること）。

二、事業税

標準税率の規定は從来どおりで（法人について第七十二条の二十二第一項、個人については同条第六項）、これに異する税率採用のときは自治大臣への事前届出が必要とされているが（同条第九項）、

イ、個人に軽く法人に重く。

ロ、下に軽く上に重く。
という二原則に従い、党の改正案の趣旨で税率の条例改正に當たること。

三、不動産取得税

標準税率百分の三は從来に同じで（第七十三条の十五第一項）、これを超過する税率による場合は自治大臣への事前届出を必要とする制約がおかれてることに注意のこと（同条第二項）。

四、娯楽施設利用税

① 課税対象からつりぼり及び貸船場が削られ、新たに「条例で定めるもの」が加えられたので（第七十五条第一項）、道府県の実情に応じ検討されるべきだが、常識はずれの条例規定は避けること。

② 標準税率は、利用料金に対して課するものではゴルフ場等百分の三十、その他百分の十五と引き下げられ（從来は百分の五十及び百分の三十一第七十八条第一項）、ゴルフ場利用に対する定額課税の一日二百円は四百円に引き上げられた

が、（第七十八条の二第二項）、実際の税率を条例で規定する際は、「大衆性娯楽には低く特定階級のものには高く」の趣旨を貫くこと。この税率については、例えばゴルフ場施設の整備状況等に応じ差等を設けることができる等（第七十八条の二第三項）伸縮の幅を他の道府県税に比し大きく法律は規定していることに注目のこと。

③ 税が逃げやすいので、當局の捕捉状況を明らかにさせること。

五、料理飲食等消費税

① 標準税率は從来のとおり料理店・キャ

バレー等は百分の十五、その他百分の十で（第一百十五条）、これと異なる税率を条例で規定しても自治大臣への事前届出は不要。

② この税は確実な徴収がなかなかむづかしく、特に第一百三十条の二に道府県の賦課徵収が不適正な場合の自治大臣の改善措置勧告権の規定があることに注意。

③ 今回大衆的な飲食宿泊に対する免税点が永年のわが党の主張どおり五百円及び千円に二百円ずつ引き上げられたのであるが、その分だけ飲食や宿泊の料金引き

上げが行なわれたのでは無意味なので、

最近の値上げムードへの抵抗のためにも都道府県当局の対策を要求しておこと。

六、自動車税

第一百四十七条の規定中、トラックの自家用と営業用との標準税率が統一されたが、国税地方税を通ずる総体的な減税の打ち出しの中で多少なりとも増税が行なわれることは好ましくない（同時にガソリン税も値上げ）との態度で条例の税率規定に対処する必要があること。

七、軽油引取税

税率は法定であるが、第七百条の五及び第七百条の六の農業機械や船舶等に対する免稅証の交付及び知事の免稅承認等の措置を適確に行なうことを確認すること。

八、法定外普通税

今回の大きな法改正に際し、既に実施中のものの内容や徵收方法等につき根本的な再検討を行ない、廃止又は改善を行なうことを法定税として採り上げる価値があると思われるものについては、次の地方税制度改革資料として党本部政審に連絡すること。

第二 市町村税

一、市町村民税

① 個人均等割の標準税率の規定は人口に応じ從来どおりで（第三百十条）道府県民税の場合と違ひこれと異なる税率を定めても自治大臣への届出制がなく制限税率の範囲内ですべて条例に任かせられているため市町村ごとにまちまちな税率が採用されているが、均等割の本来の性格からいっても標準税率以下におさめるよう努力、さらに納付義務扶養親族又は当該親族を二人以上有する者に対する軽減規定（第三百十一条）を活用すること。

② 法人の均等割の標準税率も人口に応じ從来どおりだが（第三百十二条）、道府県民税の場合と同様に処理すべきであること。

③ 所得割の方式はできる限り本文方式を採用し、ただし書方式（第三百十四条の二第一項ただし書）はやむを得ない場合

に限ること。しかしいずれの方式によるも、旧方式から移行する場合に増税となることが絶対ないよう各種控除や税率で調整すること。

(4) 所得割の税率は、第三百十四条の三に準拠税率を定めただけですべて条例に任かせているため、これは住民負担と市町村財政との関連で最も問題が多いのでとくに慎重であること。

財政力の豊かな市町村では準拠税率以下の税率を目標とし、そうでない市町村でも全体的な税負担均衡化の見地から準拠税率に近づけるよう努めること（ただし書方式の場合はとくに）。課税総所得金額百万円以下に対する簡易税額表（第三百十四条の五）は、左の趣旨からも条例で規定すること。

(5) 法人税割の標準税率も従来どおり百分の八・一（制限百分の九・七まで）であるので（第三百十四条の六）、前記(2)に準じ対処すること。

(6) 各種税額控除は条例で規定することになつておらず、本文方式の場合、障害者、老年者、寡婦及び勤労学生に対する控除の標準は一人一千円として法定されているが（第三百十四条の七第一項）、ただし書方式の場合、扶養親族控除（同条第二項）はその額が、また障害者等の控除（同条第四項）にあつてはそれを控除するかどうかすらも、一切が条例事項となつてるので、障害者等の控除はいずれも標準額（千円）どおりに、またただし書の場合の扶養控除は全国平均四百円（自治省調べ）を下廻らないよう規定することに努めること。

(7) 参議院修正による白色申告者に対する専従者控除五万円は、本文方式の場合は青色専従者控除八万円とならんで総所得金額の計算の際控除されるが、ただし書方式の場合はその控除はない（第三百十三条第二項ただし書、第三項および第四項）。ただし書方式の場合は、青色白色ともに専従者に対し条例で定める税額控除を行なうこととされたので（第三百十

四条の七第三項）、その控除額は、前記の扶養控除額を、上廻わるよう次のように算式で計算した額以上の額とするこ

と。

ただし書方式×本文方式事業者控除額
扶養控除額 本文方式扶養控除額

$$(例) 400円 \times 50,000円 = 666円 + 700円$$

(自治省の目安額)

二、固定資産税

(1) 標準税率は従来に変わらず百分の一・四（制限百分の二・一）だが（第三百五十条）、制限税率に近い税率も現に多く採用されているのでその引き下げに努めること。

(2) 免税点についての第三百五十一条本文の規定が同条ただし書の規定により条例で無視されている例もあるので注意すること。

(3) 本年は固定資産の定期的な評価替えの時期に当たり、自治省は平均額引き上げの指示をしているが、一般的な値上げムードを押える意味からも党は評価引き上げに原則として反対であること。

(4) 大企業に対する固定資産税の課税標準等の特例（第三百四十九条の三）の不合理を一般に徹底すること。

二、軽自動車税

標準税率を特に軽自動車につき細分し引き上げる改正が行われたが（第四百四十四条第一項）増税は好ましくないとの見地から条例改正に対処すること。

四、電気ガス税

(1) 三百円の免税点設定をすら無意味にする電気及びガス料金値上げ反対の気運をたかめること。

(2) 主として大企業に対する非課税範囲（第四百八十九条第一項）がむしろ拡大されたことに対し反撃の世論を強めること。

(3) 業者による特別徴収制であることから

五、法定外普通税

道府県税に関する記示事項参照。

11914

常住、物理

肥料、一般肥料

等。

1908年9月